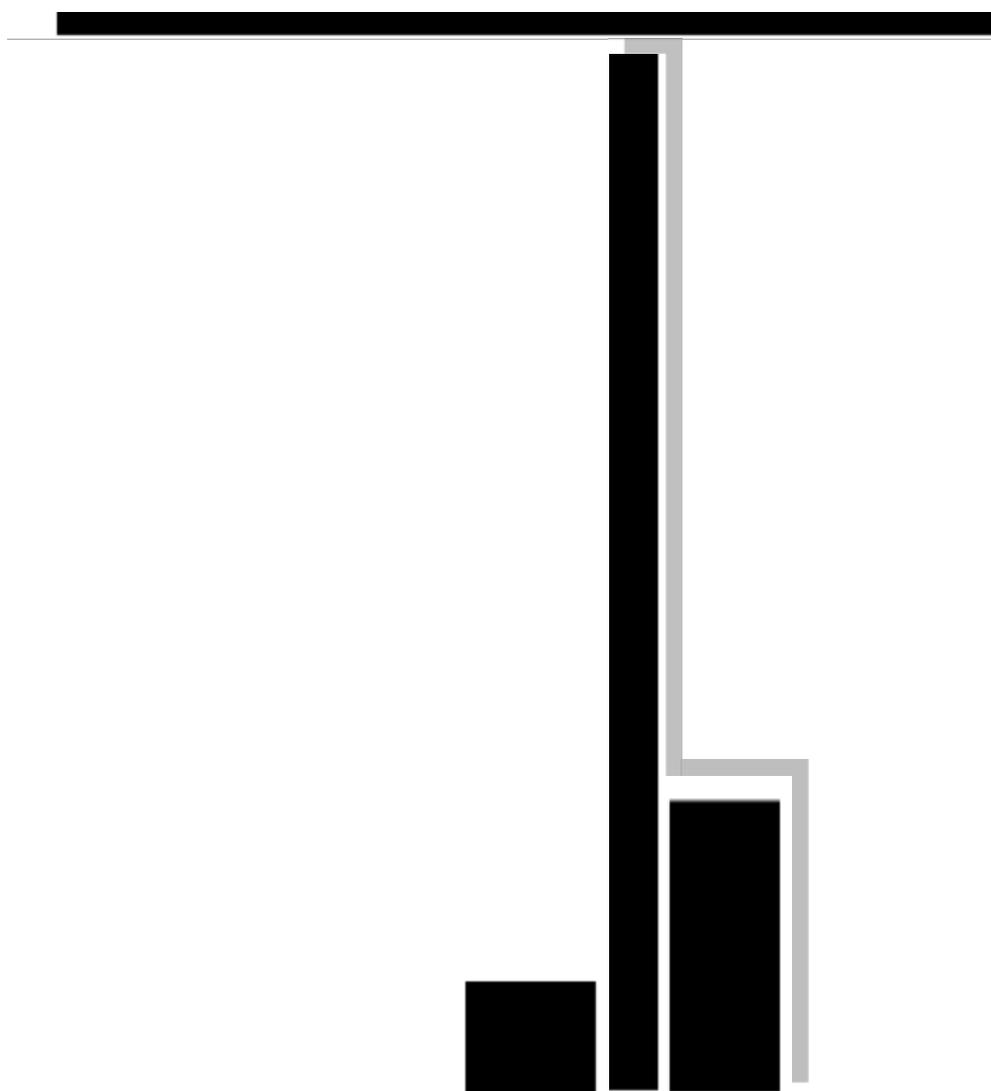


2017研究フォーラム

地域福祉を支える市民協同

報告集 2



特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター

目次

巻頭言	西川幸城	
座長解題		
「地域福祉を支える市民協同」その接近方法を考える	向井 忍	2
基調報告		
地方分権化政策下における地域社会の市民協同とは	小木曾洋司	6
論文 市民協同、多様な実践の意味探し		
—「デュルケーム社会学」の視点から—	仲田伸輝	17
論文 自分たちの手でささえあうまちを創る	清水孝子	21
論文 地区社協における、地域住民による企画提案型事業の推進について		
—各務原市社会福祉協議会と「ささえあいの家」に着目して—	椋木真佐子	30
論文 「さるなかとんな toto」におけるエム・トゥ・エムの取り組み		
—「なんとかなるさとおもえる地域」を目指して—	神田すみれ	35
論文 名張市「青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会」の小規模多機能自治の取り組みについて		
	幸松孝太郎	40
論文 地域福祉における地域の主体について——二つの文献から		
	熊崎辰広	44

編集後記

巻頭言

この度、地域福祉を支える市民協同研究フォーラムから、2冊目となる報告集を発行することになりました。この2年余りに渡って、「瀬戸・窯のひろば、NPO法人エム・トゥ・エム、ささえあいの家」への取材などを通して、地域における支えあいの実践、地域福祉を推進する制度とその課題など、世話人による調査研究の成果を取りまとめた報告集となります。

研究フォーラムでは、地域の「市民協同」が生み出す力に注目し、会員の実践と協同組合の経験や研究者の知見を活かして、地域の協同活動を促進する成果を探究し続けています。

この報告集の巻頭言を執筆するにあたって、以前にも私がある研究会に参加した際、場の研究所の清水博所長からの言葉を思い出しました。一部ですが紹介いたします。

「生きることはできても、生きていくことが困難な時代になった。生きていくには存在が重要となる。存在とは人間と居場所である。地方の居場所が崩壊しており、どうすれば回復できるのかが問われている。」

この報告集を通して会員の皆様と地域福祉と協同について、考えあう場・つながりのきっかけとなることを祈念いたします。

地域と協同の研究センター代表理事 西川幸城

[座長解題]

「地域福祉を支える市民協同」その接近方法を考える

向井忍（研究センター専務理事）

1. 社会の深層の変化から生まれる「ニーズ」と、人の生き方を問う「ミッション」の重なり

政府による立憲主義の蹂躪や安保法制（戦争法案）さらに共謀罪の強行に対して、市民や若者・ママの会が、研究者や弁護士が、野党が、協同・共闘しようとする動きが広がっている。「格差と貧困の再生産」で、社会を支えてきた人と人の関係が脆くなっていることに対しても、子ども食堂などのネットワークが登場している。本報告書にも“現状をなんとかしよう！”と努力しつつ、次の社会をどう見通せばいいか考えようとする人々の思考と実践が多数登場する。

今期の研究フォーラム「地域福祉を支える市民協同」では、市民協同の実践現場を訪れ、地域の福祉力を押し上げる市民の方がどう頑張るかを探ってきた。その前提として、地域福祉や市民社会の今後は、経済や政治の方向（産業政策や雇用・社会保障、所得再分配など）から強く影響をうけている。例えば、格差を再生産する強い要因の一つに、若者を非正規雇用にしとどめる規制緩和と雇用流動化政策がある。世界には、教育と社会参加の道筋を整え、選択的雇用で所得保障が可能な働き方を可能にする国もある。私たちは日本国憲法に基礎

をおいた政策選択をとおしてどう社会を方向づけるのか。文化的、価値観や規範全体の枠組（パラダイム）をどう据え直すのか。仲田論文、熊崎論文はその論点を提示している。

それぞれ実践に関わっている研究フォーラムメンバーは、その複眼的な眼で、瀬戸のNPO エム・トゥ・エムを訪問・調査した。エム・トゥ・エムの活動の詳細は小木曾基調論文と神田論文にふれられている。“「協同しよう」と希望を語り、どう生きるかを自らに問いかけながら、自分たちが暮らす瀬戸の支え合いを創る”。その活動は、折しも駅前商店街の「窯のひろば」から、住宅地である菱野団地のウイングビル「さるなかとんな toto」に拠点が変わる時期を迎えた。拠点の変化とは、商店街に集まる人々との関わりから、居住地で生活する住民との関わり方に質の変化を伴っているが、それは瀬戸の地域と人をつなぎ続ける一貫した営みの上にある。

“この変化をどう考えたらいいのか”が研究フォーラムでの、驚きを伴う論点となった。意見交換において、始めの論点が「ニーズ」と「ミッション」という捉え方についてだった。ニーズは「社会の構造が作る、多くの人と他者との関係に生まれるギャップから生じる、生活欲求」である。ニーズが見えると社会の課題がわかり、社会の構造が透視できる。「ミッション」は、当

事者が追う使命である。NPO エム・トゥ・エムの変化を、地域社会の深層にある変化から生まれる「ニーズ」として考えるか、どのように生きようとしているか＝「ミッション」から説明するか。筆者はエム・トゥ・エムの中心にいる服部さんの言葉を聴いて、それは変化ではなく人生（生き方）の深化の顕れとうけとめた。

顕在化していないニーズをさぐることは、地域社会の深層にある変化をキャッチする力にもなるが、当事者や主体を抜きに「問題を探る」おそれもある。「人がどのように生きようとしているか（ミッション）に、変わらない道筋として光を当て続けることは不可欠ではないか。こうした意見交換もふまえて、小木曾基調報告では、市民協同の意味が解明されている。

2. 協同組合の存在価値、地域での協同の可能性、地域社会における当事者性と市民協同

研究フォーラムメンバーは生協関係者が多いが、「市民協同」の主体は協同組合に限らず自治会、社会福祉法人、NPO、任意の社団まで多様であり、それぞれ役割をもって地域に関わっている。生活協同組合は、「地域福祉を支える」課題に、なぜ、どのように、どうした経過で関わっているのかは大きな論点の一つである。

一般論で言えば、生活協同組合は安全な食からまちづくりまで、多くの人に共通する生活上の課題を解決するための事業を構築することで協同している。そして、ロッチデールにおいてそうであったように、未来への夢（青い鳥）を「狭い店のなか」

に探す。人々が生活協同組合に参加するのは、本質的にその自発性からであり「生活の効率性向上」や「（互助や共助が欠けているから・・・というような）社会の穴埋め」のためではない。それぞれに困難があっても個人の尊厳が尊重される社会として、ふつうの、多くの人々が人として生き続けるためである。「多くの人にとって必要で、その時代にとって前向きな問題」に出会う時に生協の力は発揮される。「協同する」理由を実感し、その経験の中で社会の構造的な「ニーズ」が見えてくるときである。生協はもともとそういう人の組織として発展してきたのだが、発展するほど「事業や活動の広がり」が表に出てくる。その集積と継続性は「地域社会の中で生活を支え合う機能」として期待され評価されるようになる。「地域社会の中で自助・互助・共助を分担する組織」として看做される場合もある。だが、生活を支え合う仕組みが「制度」化されると新たな悩みが生まれる。事業の基準や対象、報酬、評価の体系という「制度」の変更に対応することに大きなエネルギーを費やさざるをえない。

介護保険制度や医療制度、生活困窮者支援制度、或いは子育て支援などにどう関わればいいのか・・・。そうした領域でこそ、生協の持つ持続可能性や当事者性を発揮して、制度に閉じ込められるのではなく、夢やミッションに向かって社会や地域を変えていく動きに注目が集まる。仲田論文では医療生協における実践を知ることができる。

本論集では紹介していないが、地域と協同の研究センターは2012国際協同組合年を契機に愛知の協同組合間協同に

関わっている。そこではJAと医療生協・地域生協で、介護・福祉事業やたすけあい活動の情報交換や交流がはじまりつつある。組織をこえて共有する情報網や場はこれからであるが、協同組合の実践を、組合内部でなく、地域でどのように語るか。法律や制度、「監督」官庁の違いもあるが、多様な協同組合が協力して地域に関わる姿が“みえる”ことで、地域住民のつながりを促進する触媒力にもなるのではないかと考える。同様に、今からの時代は、世代のバトンタッチも含め、組織風土が異なる生協、農協と社協、NPOなどの市民協同組織がお互いに地域で認知しあい、ともに行動し、補いあえる領域を広げる事を求めている。市民協同組織と住民の地縁型組織がつながることができれば、それは地域社会を変える一つの力になる。例えば、地域福祉の担い手である社会福祉協議会はどういう実践をしているのだろうか。清水論文、椋木論文では社協をとおした地域づくりの素晴らしい実践と組織を知ることができる。社会福祉協議会と生協の地域活動の重なり具合はどうだろうか。愛知県社協は「住民参加型」互助活動組織を調査して、市町村ごとに社協が関わる地域の住民参加型団体を一覧化した冊子を発行している。そこに生協や農協のたすけあい組織も登場するが、紹介されている市町村は実際より限られている。市町村単位の組織ではないという特質の反映でもあるが、地域でお互いが知り合いつながる可能性があることを示している。

その一方、サービス・医療分野への市民的起業、規制緩和による企業参入や法人形態の探求が進んでいる。地方自治体が地域

問題の解決にどう関わろうとしているか、その中で投資効率では測れない協同・信頼の社会的な有用性をどう発揮して市民協同組織が関るかが問われる。幸松論文は、小規模多機能自治の動きを紹介しているが、学びが急がれる。本論集で取り上げたNPO「エム・トゥ・エム」ではキャンプ場地域の指定管理者も担っている。一員である「おせっかいプロジェクト」は住民の問題解決に挑戦しており行政からの相談もある。萩山台自治会と進めてきた「健康まつり（外国人の健康チェック）」から、大学と協働による外国人の子どもの学習支援も生まれている。

それぞれの経験に学びつつ、生活協同組合は地域社会にどう関わるのか、正面から継続して参画し検証していくことを期待する。

3. 研究フォーラムの役割と、調査研究の方法、実践の活かし方

研究フォーラムは、「地域の人と協同が生み出す力」に注目し、会員の実践と協同組合の経験や研究者の知見を活かして、理論的にも実践的にも地域の協同活動を促進する成果を探求し、その成果報告は本論集で二冊目である。今後はどのように調査研究を進めればよいだろうか。多様な主体、個人も団体も地縁組織も関わる市民協同の実践は、どこかに共通政策があるわけではないが、影響しあい、共感し、協働しつつ、「多様な関係性」を重ねる複雑系として存在している。そうした関係性の束がどのように運動しているか、全体を把握できる接近方法が重要となる。

研究フォーラムの調査と討議をふりかえり「関係性の束」を対象とする研究方法、研究スタイルの論点を考えてみたい。①一定の歴史性や地域性に着目して捉える。②個別調査では、お互いのつながりや関係性をみる。③自発的な新しい市民組織・協同組合と、社協・自治会等の地縁組織を対比しつつ連携の変遷や足場をよみとく。④登場する一人ひとりの生き方に光をあてる。⑤(目立つ実践を追いかける方法では隠れてしまいがちな)、内在的な芽をつかみ育てる視線で見る、等々がある。大事なのは当事者・主体の関係性の広がりを把握できる力にある。

そうした研究フォーラムが育む視線によって、冒頭に見たような社会環境のなかでも、新たな社会へのパラダイムを洞察できるのではないか。その研究プロセス自身が、「多様な関係性を否定しない視野と価値観をもち」「自らの組織のアイデンティティや存在・継続する意味を説明することができ」「より多くの関係性の束によるセーフティネットを形成する社会的使命を追求する」力にもなる。研究的リーダーシップのあり方を探る過程ともいえる。本報告で紹介した「NPO エム・トゥ・エム～おせっかいプロジェクト」「ささえあいの家」「星崎ブロック」「まちづくり」「地方自治体・議会」等々に研究フォーラム関係者がいる。事例から学びあいながら、その実践がなぜ可能であったかを「関係性の束のものがたり」として語ることで、多くの人が共感できる社会がみえてくるのではないだろうか。2030年にむけて着手したい。(むかい しのぶ)

[基調報告]

地方分権化政策下における地域社会の市民協同とは

小木曾洋司（中京大学教授）

1 今なぜ市民協同なのか

市民による様々な自主的な活動は戦後を一つの出発点にしている。軍国主義体制から解放された個人は自由で自主的な自己表現を、その生活の大切な構成部分としてつくりあげていこうとした。その解放感は様々な「サークル」という集団の形成という形をとる。（思想の科学研究会編『共同研究 集団—サークルの戦後思想史』1976）それは、その形成を通じて国家とは異なる「社会」という領域を自覚する過程でもあった。この「社会」を基盤として「国民」的運動が沸き起こる。

この「社会」は、1990年代から始まる、平成の大合併を軸とする地方分権化過程で、新自由主義的な政策に組み込まれることになる。自治体運営における「協働」という言葉がキーワードになったことが意味するのは、市民活動が自治体の運営（国家の運営）にとって不可欠の要素として位置づけられたことである。「新しい公共」と言われたこの動きに批判的な見解は、市民の活動が国家・自治体の公共性からの撤退を補完する役割になったことであるとみなした。すなわち、NPO法人の目線が、自治体行政への財政的依存を通じて、市民への説明責任よりも行政へのそれへと変化していると述べる（原田晃樹「新しい公共における政府・自治体とサード・セクターのパートナーシップ」日本地方自治学会誌 2013）。

福祉領域において、介護保険法の事業所と

してNPO法人は成長することができた。しかしその結果、事業内容が住民のニーズに基づいて組み立てられるよりも国の補助規定によって左右されることになったことは否めない。もともと、介護保険は市場からのサービスの購入が基本構造であるから公的に供給されるサービスもそれ以外も自分で購入しなさいということである。保険を使うか使わないかは本人次第である。近年「要支援」事業を保険からはずすなど公的供給サービスが縮小されているからますます必要な負担が国民にかかってくる。介護保険によるサービス利用自体、2割負担、あるいはデイケアの利用においては食事の実費払いなどが付随しており、決して保険だけでカバーできるものではない。低所得層ほど付随する利用料は生活を圧迫するものになり、その額は年金でまかなえる範囲を超えている場合が増えている。この層にとって介護保険は掛け金だけを払って実際はますます利用できるものではなくなりつつあり、結局それをまかなえる層のために掛け金を払っていることになると指摘されてもいる。こうして地域社会や市民の活動が、その補完的役割を要請されることになるのである。制度が現実と乖離している状況が顕著になってきている。

市民による様々な活動はそのような補完的役割の要請があることを「なぜ今市民協同か」の回答としてよいのであろうか。行政施策の補完的役割自体を問題視するわけではない。

市民活動を「社会関係資本」という概念で論じたR.パットナムは、市民活動が健全に機能してこそ政府はより重要な社会問題に、財政的にも人的にも取り組むことができると言っている（R.パットナム『孤独なボーリング』邦訳 柏書房 2006）。先に見たように、その補完が施策の欠陥を正せないものであるとすればそのことが問題である。その場合、補完は問題を再生産する機能を持ちかねないのである。市民活動の補完的役割の二側面は微妙に絡み合っている。問題産出の社会の構造を変化させる契機を含む市民活動を「市民協同」による市民活動であると規定して、以下、その内容を、広い意味ではサード・セクターの事例として、NPO法人 M to M の活動を分析することを通じて述べていきたい。

2 M to M の活動から

NPO法人 M to M は瀬戸市銀座商店街の閉店した店舗跡地を 10 年契約で借り受け、寄付金と多くのボランティアの労力で活動拠点「窯のひろば」を建設した。この拠点で各種の交流事業や社会問題に関する啓発事業、そして経済的な基盤としても考えられた「健康ランチ」の食堂事業などを展開した。このNPO法人の活動に注目した理由は、地域社会の関係・仕組みの組み換えを使命とし、その実現のために活動の幅を広げ、多くの人々を「つなぎ」（M to M の意味は心と心を繋ぐという意味である）、新しい「社会」空間を生み出そうとしていることであった。このことの意味を考えるためにまず、現在の M to M の活動を、簡単な歴史とともに見ておく。

10 年間の借地契約の終了 2 年前に、地主の土地売却という意向をめぐる理事者の間で、買い取りによる活動の継続か、買い取り

をせずに、新しい活動拠点の模索か、という方針の対立が起きた。結果として銀座商店街の「窯のひろば」は、理事者有志が中心になって新たなNPO法人「窯のひろば」として再出発した。NPO法人 M to M は瀬戸市の菱野団地の一角に新たな拠点「toto」を開設した。この方針の食い違いは関わりたい活動の内容の違いであり、NPO法人「窯のひろば」は「コミュニティカフェ」いう表現が似合う文化活動を中心とした住民交流拠点活動へとシフトしていった。現在は、土地代金の支払いも目処が付き、陶器の歴史を体現する中心商店街の立地を活かした活動を幅広く展開しようとしている。

M to M は当初の地域社会の関係や仕組みの組み換えという事業と活動をより鮮明にしていく。現在の M to M の活動を 2017 年度 2 月理事会会議録から簡略に紹介する。なお、活動に関しては、これまでの情報を基に説明をつけ加えてある。

- ①.便利屋：時代の特徴が出て仏壇の処分などがニーズとして出てきている。課題はメンバーの高齢化。
- ②.野菜市：少量生産の野菜作り市民の「市場」ルートとして機能している。実際スーパーなどより安く、取れたてで、あつという間になくなる。野菜ができない時期があることが問題。団地内の商店撤退による「買い物難民」対策として出発した事業。
- ③.健康と文化のサークル：いずれも toto が会場。居場所としての toto という空間作り。メンズクラブ（マーシャン）、ヨガ、うたごえ、縫製クラブ、絵手紙。
- ④.ねむの森：瀬戸市の指定管理者として管理と運営。今年度の 5 月 27 日土曜「おやこウ

オーキング」開催。

⑤.さるなかとんな協議体（構成団体）：社会福祉法人などのサード・セクターの協議体、菱野団地内の商店街に入ったサード・セクターが形成。「困ったときの便利帳」無料配布。この便利帳に記載されている 23 団体を以下掲げておく。

- (1).いきいきワーカーズ瀬戸（生活支援）
- (2).コープあいち くらしたすけ合いの会（生活支援）
- (3).瀬戸地域福祉を考える会 まごころ（生活支援）
- (4).笑画家（わがや）（生活支援）
- (5).大橋運輸（遺品整理など）（生活支援）
- (6).プチヴェール（訪問美容・理容）（生活支援）
- (7).美容室アンリー（生活支援）
- (8).せとの便利屋（生活支援）
- (9).原山台配食サービス（原山台地区社協）（生活支援）
- (10).社会福祉法人 瀬戸社会福祉協議会（外出支援）
- (11).おおぞら福祉タクシー（外出支援）
- (12).プラス介護タクシー（外出支援）
- (13).福祉タクシーひさ（外出支援）
- (14).福祉タクシーえがお（外出支援）
- (15).コープあいち移動店舗「フレンズ便」（宅配支援）
- (16).コープあいち 夕食宅配（買物支援）
- (17).生協宅配システム アイチョイス（宅配支援）
- (18).新鮮市場 いせや（宅配支援）
- (19).生協の宅配 コープあいち（宅配支援）
- (20).まごころ「ふれあいサロン」（サロン・居場所）

(21).ケアラースカフェ「よってたも〜れ」（サロン・居場所）

(22).にっこりカフェ（サロン・居場所）

(23).さるなかとんな toto（サロン・居場所）

⑥.おせっかいプロジェクト（相談事業）

基本的に電話による相談を受け、相談内容に対応できる適切な機関や団体につなぐ活動。相談のうちかなりの割合で、話を聞くだけで「解決するものがあるとのこと。生活するなかで、他の人に話せる（聞いてもらえる）ことの重要性を意味している。現在、「子どもと地域の大人たちのつながり」を作る活動を計画（事業名：地球の子クラブ）。そのためにドコモ助成金に申請中。また映画「降りていく生き方」「里にきたらええやんか」などの上映会を企画中。

⑦.キッチン

モーニングセットを中心として継続、しかし赤字が解消できずにいる。キッチンは近所の、特に夫婦や独居の高齢者に手作りの食事を安く提供すること、話しながら食べることを目的として組み立てられていた。移転前までの銀座商店街の窯のひろばでは、赤字の補填を瀬戸物まつりへ来る観光客への力キ氷などの販売で賄っていた。しかし、toto ではそのような機会はない。閑散としているとはいえ来てくれる人がいる商店街とは違い、閉じこもりがちな団地の高齢者に来てもらうことは、そのこと自体が特別な社会的課題であり、どういう空間が必要かを工夫しなければならない。そのような条件の中で、ランチを止め、モーニングセットをメインにしている。

⑧.コープあいちとの協力（組合員としての活動でもある）、南医療生協との協力

NPO法人 M to M は約 30 名の会員である。その中でコープあいち、南医療生協の組合員であるメンバーは多い。代表の服部さんは、コープあいちの「モーニングコープ」の配達を請け負う「ワーカーズ」の経験から NPO 法人 M to M への活動を開始した。

近くの萩山台団地の健康まつりでは、医療生協の医師や看護師、コープあいちの職員のボランティアが重要な役割を果たしている。この団地自治会の活動を支える力として自治会、南医療生協およびコープあいち、その他外国人支援の活動団体などを結びつけたのが M to M である。「結びつける」と表現したが、その意味は、南医療生協やコープあいちに余力があるからボランティアを「お願い」しているわけではないということである。支援一被支援の関係を協働関係として組み立てなおし、当事者性を確保することが現代の新しいニーズに応える仕組みを作り出す基盤になる。M to M の理事たちは両生協の組合員でもある人が多い。したがって生協側から見れば、これは組合員活動でもあり、生協運動を切り開く模索として見ることができる。

瀬戸市内にある萩山台など菱野団地の県営住宅は外国人労働者が多く、団地自治会としても多文化共生という課題を掲げており、健康まつりはそのような位置づけを持っている。それゆえ、外国人の来場者のために、ポルトガル語、中国語、英語などによる説明書があり、またボランティアの各言語の通訳者もいる。しかしここ 2 年ほど健康診断の受診者や相談者は減少しており、ニーズの再検討が必要と思われる。それは外国人をめぐる経済環境が変化しているだけでなく、同じ国籍を持

つ人たちの間で、経歴が多様化し、したがってまたニーズの変化、多様化がおきていると考えられる。最近の「移民」をめぐる国際的な動向は閉鎖的方向が台頭しつつあるが、それは他国の話ではなくなっている。国際的な課題であるが、国政レベルの問題としてではなく、団地の自治会の取り組みは現実的な生活課題として提起され、実践的解決が模索されている。その点で、国政問題とは質を異にした重要な活動である。住民同士の生活ルールをどう合意するか、そのために、お互いをどうやって理解しあうのか、そのための支援とは何か、が改めて問われている。

以上、理事会の会議録を基に、活動の目的や経過、課題などを紹介してきた。他にも子ども食堂への貢献などもあり、それらが地域社会の関係・仕組みの組み換えという活動・事業として組み立てられていることが理解される。次にこのような活動事業の特徴を幾つか考えてみたい。

3. サード・セクターの市民活動としての社会的意味

NPO 法人 M to M の事業と活動は以下のような特徴をもつ。

(1). 広い意味で政治という問題を視野の外に置かない姿勢があること。言い換えれば、様々な事業や活動自体が自治体の政策から国政に関する論点を考える契機として機能するようにしていること。先に示した事業のなかに、瀬戸市の公有地「ねむの森」公園の指定管理があった。それまでの指定管理者の管理に対し、もっと市民生活を豊かにすることのできる社会的基盤の形成としての管理を目指し、地元自治会と連携して管理に地元民としての当事者性を掘り起こしてもいる。言わば、市

民の共有財として、その利用を考えることが地域社会の政治性であり、自治である。この政治性こそ自治の主体としての存在理由であり、サービスの供給事業体にとどまらない保証であろう。

(2) 中間支援組織として当事者性の獲得を大事にしていること。すなわち活動は、当初は「支援—被支援」という固定的関係になることが多いが、その関係を、活動を通して協同ならびに共同関係に組み替えることを目的としているという意味である。

(3) 彼ら自身が日常の生活、老後の生活の仕方、保障のあり方といった課題を模索しており、活動はその具体的な模索の実践である。つまり課題を抱えた当事者としての活動でもあるからこそ継続性が保証されている。一つひとつの事業の経済的結果をそれだけで評価するのではなく、もちろん赤字対策を講じることは当然だが、他の事業との関連を追及してトータルに運営が維持できればよいという姿勢をもつ。すなわち必要だが採算が取れない事業は、他の事業のプラスでカバーするという点である。その点で個々の事業は地域住民にとって必要と思われるものであるから経済的効率性を第一義的な評価の基準にはしていない。NPO法上の「使命」を維持するためにはこうした工夫が必要である。

(4) 大きく言えば、サード・セクターの諸団体との連携が常に追及されている。そのことが活動の幅と実行力の保証にもなっているし、視野、知識を広げる基盤にもなっている。

以上のような特徴が考えられる。(1)は政治性、言い換えれば自治の担い手としての参加論、この中に「ねむの森」のような commons の管理論が含まれる。(2) および (3) は

自治の担い手としての当事者性の重視、(4)は自治の方法論であり、戦略であると同時に(1)の政治性の確認でもある。このような特徴がなぜ出てくるのであろうか。サード・セクターと言われるようになった NPO などの市民活動の社会的意味を提起してみたい。

M to M は中間支援の NPO として自己認識をしているが、中間支援という役割は、二つの側面がある。一つは、機能面の支援であり、もう一つは機能の前提となる社会的枠組みを変化させる側面である。前者はスキル（技術面）であり、後者は各 NPO が持っている使命の結合である。両者は同時進行であるが、区別されなければならない。なぜなら、前者は、政治的枠組みを問題にしないからである。最初に述べたが、自治体運営、国家運営にとって市民活動は不可欠の要素になっているため、行政も支援態勢を採る。たとえば「市民活動センター」といったような施設や機会を用意して、パソコン利用やコピーの便宜、あるいは情報の伝達・交換などの便宜を図っている。同時に自治体行政の組織の中に「協働課」「市民活動支援課」といった新たな部署を設け、市民活動の支援をするとともに、行政の手の届かない住民へのサービスを「協働」という形で追求しようとしている。これは地方分権化政策を採った結果、ある意味で当然の帰結であろう。

NPO 法人は特定の社会的課題の解決の担い手として焦点を絞った活動領域をもっている。県から認証を受けるとき、行政側が設定した 18 の活動分野のうち該当するものを挙げなければならない。市民活動は、特定の社会的課題に関心を持った有志組織によって行われるものであるから当然特定の課題に関心は向けられることになる。一定程度専門性を、

その活動経験から蓄積することは必要である。しかし、そうした社会サービスを、有償にせよ無償にせよ、個々の課題別に供給することは、社会的課題を再生産する社会の構造を問題にしなくなる可能性がでてくる。よく指摘されるのは、組織と事業を継続させるための経済的効率性が優先されることによって狭い自己規定に陥り、特定のニード（単数）にだけ対する活動に特化していくパターンである。供給されるニードは生活者からいうと生活問題なのであるが、そのニードは市場として考えられるようになる。それは生活問題の解決ではなくて再生産することにもなることに留意しなければならない。市場による「解決」は格差が少なく、ほとんどの人が購入できるサービスであることが条件である。そのためには安定した雇用と所得が得られる社会であることが前提である。そのような経済条件は既がない。

NPO 法人が、社会的課題を再生産する社会の構造を問題にする（認識する）契機はどこにあるのだろうか。そのような課題が認識される空間と機会が必要である。この空間と機会が中間支援の持つもう一つの役割である。この点を M to M の活動に即して見ていこう。

M to M の活動は大きく二つに分類できる。一つは「聞く」活動である。「おせっかいプロジェクト」という困りごと相談事業は直接的な「聞く」事業であるが、先に紹介した 8 つの活動はすべて「聞く」という活動という性格をもつ。この場合の「聞く」という行為は、マーケティングのような現状のニーズを探ることではない。マーケティング活動は市場探しであって、そこで探られるニーズは生活問題から出てくるものであってもかまわない。

焦点はその量であって多ければ多いほど市場として成立する可能性が高い。これに対して M to M の活動としての「聞く」とはどういう行為であろうか。

便利屋の仕事には「タバコを買ってきてほしい」というものがある。以前は自分で買ってくるのができたであろうし、家族や近所の知り合いに頼むことができた「頼みごと」であった。つまり、そのような「頼みごと」が、その人にとってできなくなったことを意味する。つまり「頼みごと」が「ニード」（単数）になる生活条件の変化がある。「知る」というのは、その人の高齢化による身体条件、家族関係、経済状況などに規定された、地域で生きる人の生活条件と考え方を知る行為である。「タバコを買ってきてほしい」というニードが出てくる生活のあり方を知ることである。

さらに、生活のあり方をくすべて個人の選択による結果だと見れば、それは個人責任であることになり、必要なサービスを「買う」という行為も個人の問題になる。供給側からすれば、なぜ「タバコを買ってきてほしい」のかは関心の外である。M to M の活動としての便利屋は、事業としては「タバコを買って」くることであるが、そうしたニードを個人の選択の結果だとしてみるだけではなく、社会の構造に規定された生活条件の結果としてみる、そういう立場で接するということがある。

基本的には個人の選択という見方は堅持されなければならない。それは近代社会の自由を保証する原理であるとともに、現実的にもその選択を互いに尊重するのは当然であり、多様性を尊重することの基本的前提である。そうであるからこそ、先に述べたように、社

会的課題の認識とその解決に向けた活動には、お互いの生活と価値観が提示し合えるような空間と機会が必要である。

便利屋事業も毎月ある理事会で事業内容が報告され、「頼みごと」をする人たちの状況や要請内容が語られる。現場で当人と様々な話もするから、一定程度そのニーズが出てくる理由も推測は可能である。そうした情報を蓄積することによって、共通の生活条件や問題を考えることができる。しかし「聞く」活動としてかなり限界がある。そこでM to Mのもう一つの活動が意味を持つてくる。

野菜市、健康と文化のサークル、ねむの森、キッチンなどの事業は、「聞く」という行為を「話す」という相互行為として組み立て直す行為である。言い換えれば双方向コミュニケーションの中で「聞く」という行為である。一緒に食べる、一緒に作る、一緒に歌う、一緒に遊ぶ、こうした相互行為は身体的な共振を伴うコミュニケーションであって、言葉だけの相互理解に留まらず、「欲求としてのコミュニケーション」を生み出す。簡単に言えば、同じ経験をする、その経験が強く、時間の長いものであればあるほど信頼や安心感が関係に生まれ、もっと話したい、時間を共有したいという欲求が生まれる。集落の調査で、自治会の役職者層が、景観整備などの共同作業はお互いの紐帯を強くすると述べることを何度も聞いた。特に若い世代と話をする機会がなくなっていたが、こうした景観整備に若い人が出てくるようになり、かなりきつい作業と一緒に取り組む経験をして、そのとき集落の先行きに安心感をもったという。共同性の身体化とも言えるプロセスがそこにあるということであろう。

共同の行為を媒介とした「聞くー話す」の

場においては単数の「ニーズ」が表明されるだけではなく、複数の「ニーズ」が複合的に形成される。「食」の必要が、誰と食べたいか、何をどのように食べたいかという「欲求」へ変化するプロセスである。それが当事者性を確保し、協働関係を形成するというのである。

地域社会の仕組みを変えるということは「タバコを買ってほしい」というニーズの発生源である社会の仕組み（関係）を変化させることである。それゆえ「タバコ」というニーズはその他のニーズ発見の契機であるが、一緒に食べる、歌うといった「健康と文化のサークル」やキッチン事業はニーズを「創る」ことである。この創出されたニーズは、当事者の生活を支える関係の質的転換を要請するはずである。この質的転換を支えるものとして、言わば、サード・セクター間の連携がある。相互の社会的課題を突合せ、社会の仕組みそのものを構想することなのである。もちろん協同組合という生活の形を生み出す方法以外にも社会参加ー政治参加の戦略はありうるが、M to Mの選択は協同組合との連携である。それはM to Mを作った服部さんたち中心メンバーがコープあいち（当時はめいきん生協）のモーニング・コープの配達業務をワーカーズ・コレクティブとして請け負った経験からその活動を開始している経緯があるからである。それは単に経緯からという意味ではない。南医療生協とも連携しているのは、両組合が活動の専門的情報、社会的資源を蓄積しており、活用可能な社会組織であり、組合員の当事者性を重視する運営を持っているからである。「さるなかとんな協議体」もまた同じ菱野団地に店舗を並べる社会福祉法人などの団体との連携形態であるが、地域で活動

するサード・セクターの団体との連携形態である。

以上が M to M の活動から見た市民協同の社会的意味である。これまで述べてきたその内容は、M to M のメンバー自身が辿ってきた道を表している。「どう生活したい？」を地域の人に聞き、自分に問いかけ、話し合い、一緒に過ごすことのできる空間と時間を作り出し、そこで仲間作りをしてきたのである。

瀬戸市銀座商店街で窯のひろばを建設し、活動を開始した M to M の最初の事業は市民活動団体の存在を住民に知らせ、そうした団体相互を結びつけ、相乗的効果をえるためのリストづくりであった。地域社会自体を、生活を支える活動のネットワークとして組み立てることを展望していた。しかし商店街から離れて団地という暮らしの場に拠点を移して、協同関係を形成する難しさに直面している。この困難は、商店街を拠点としていたときには来てくれる層がともかくにもいたのであるが、団地の一角にある拠点では、来てもらう層を意識的にどう広げるかが最も大きい課題である。商店街では、商店街へ来た人たち、陶器まつりにくる大勢の観光客など、人を呼び込む他の要因や機会があり、財政的な面でも有利な条件があった。しかし生活の現場ではそういう条件がないのである。それだけに、より一層「聞く」ことのできる工夫と感性を磨き、協同関係や連携を広げる必然性が出てくるのである。

次に最初の問いの答えを、現代社会の歴史的な位置と特質から MtoM の活動を考え、整理しておきたい。

4 市民協同の必要性の社会的背景と理由

最初の問題意識は「新しい公共」と言われ

る、国家、自治体の運営に市民の力を組み込む仕組みが、地方分権化政策の中で構築されてきたことの意味を問いたい、ということであった。この運営方式のキーワードは“協働”である。したがって、本来この言葉が意味するのは国家・自治体運営において国家・自治体（行政）と住民の関係を組み立て直すことにあった。その結果、様々な任意団体や NPO 法人、協同組合などのサード・セクターの連携が必要になり、その連携も含めて協働という言葉が使われるようになっていく。

そしてその意味の一つは国家・自治体の公共性からの撤退を補う役割である。補完的役割そのものがいけないというわけではない。簡単に言えば、その補完的役割が自治の主体になる道筋としての契機と展望をもつものなら問題はない。しかし、補完的役割が単なるサービス供給であれば、それは単なる機能の代替であり、しかも財政上の切り詰め政策ということになる。そこで NPO 法人 M to M の活動からその意味を考えてきた。政治性を排除せず、政治を、生活像を身近な資源や関係からどう組み立てるか、という具体的な自治の中身として話し合える空間と機会を形成しようとしている、ということであった。生活像の提示ではなく、M to M のメンバー自身がその生活像を模索していく中で、仲間を増やすという当事者性を大事にするスタイルである。この当事者性の重視は、協同組合原理でもある。その意味で、M to M から見れば、生協は生活像を模索し、実体化するための社会的資源である。これはサード・セクター間の連携と表現されるが、連携の内的論理の一つは、今見たような生活像一とくにメンバーが直面する高齢段階の生活像一を模索する人々が社会的資源を繋いでいるということ

である。

以上のような道筋で論じてきたが、見たように、機能的補完ではないことがわかる。当事者性を大事にした生活像の模索である。なぜそのような模索が必要になっているか、それは国家や自治体がこれまでの公共性から撤退した、その穴埋めということではない。彼らが必要と感じている生活像の模索は、これまで歴史的に経験してこなかった高齢期段階をどう生きるかという課題と直面しているからである。M to M では以前から医療生協と協力して地域の空き家を利用した「看取りの家」を構想する、あるいは終末医療に関する講演会などを開催して医療を生き方の問題として考える、などの活動をしてきたが、その問題意識は今も続いている。

日本が高齢化社会に入ったのは 1970 年、65 歳以上人口の比率が 7%に達した年である。14%になると「高齢社会」というが、この高齢社会になったのは 1994 年である。以後、高齢者人口とその比率は上昇を続けている。このことが意味する文明史的課題は仕事から解放される長期の人生段階が、現出したということである。それは 1980 年代には「第二の人生」と言われ、豊かさの表現のように見えたが、実際は「自由な時間」をどう使うかという課題に日本人が初めて直面することになることを意味していた。「濡れ落ち葉」「恐怖のワシも族」などの退職後の男性の生活を表現する言葉ができたのも 1980 年代である。1980 年時点で、平均寿命は男 73.35 歳、女 78.76 歳、1990 年時点で、それぞれ 75.92 歳、81.90 歳になり、人生 80 年時代に入る。退職後の人生は「余命」ではなく、高齢段階が独立した自由時間として現出したのである。たとえば、1961 年時

点のライフサイクルでは、夫は 60 歳で退職し、72 歳で亡くなっている。妻はその 3 年後に亡くなる。しかもこの時点では、退職制度は一部の職場に留まり、中小企業まで定年制度が確立するのは 1980 年代半ばである。したがって、この時代に高齢段階をどう生きるかという課題に直面することはなかった。

それに対して、現在、余暇時間でみると次のように指摘されている。すなわち 20 歳～60 歳までの 40 年間の余暇時間は、7～10 万時間、60 歳～80 歳までの 20 年では 10 万時間である（佐藤幹夫『ルポ高齢者ケア』ちくま、2014、p81）。人生 90 年時代と言われるようになった今日、退職後のライフサイクルに何を書き込むかは個人に任されている。結婚、第一子出産、子どもの就学、卒業、結婚、初孫誕生、定年退職、などのライフサイクルの区分は高度成長期に成り立った標準型を前提にしている。未婚、晩婚が増え、結婚後も子どもを持たない夫婦もいる。子どもを産むか産まないかは、保育園入園ができない待機児童の多さのような産めない環境が大きな理由でもあるが、生命科学の進歩によって、どのように産むかまでもコントロールできる事柄になっているため、選択の問題になっている。非正規労働の導入によって結婚できないという事情とともに、結婚しないという選択もありうるのである。少なくとも「標準的ライフサイクル」は解体しているといってもいいだろう。その意味で、高齢社会は、多様性をもたらす可能性をもつ。この多様性とは従来言われていた、エスニシティやマイノリティの文化などとは異なり、どこで誰とどういう暮らしを作るかということに関する多様性である。

このような多様性をケアという側面から論

しているのが中西と上野である。ケアは生活を維持するための援助であると思われてきた。これに対して彼らは社会参加のためのケアを提起する。具体的には障害者の「社会参加のための介助サービスをどう認めるか」という課題として論じられる。実際は社会参加のためのケアか、生活（生命）維持のためのケアかは分離できない。したがって問題は誰がその複合的な意味を持つケアの認定をするかというニーズの認定主体は誰かという問いに転換される。現状の制度では、行政が認定主体になることで、一律の基準が採用され、個々の実態は無視され、生活（生命）維持のためのケアの必要量に限定されがちである。それではニーズをもつ障害当事者の多様性は無視される。そこで社会参加を望む人もそうでない人も当事者自身がその分も含めて必要なケアプランをつくり、月末に使った分だけを報告する「セルフマネジドケア」を提案するのである。

（中西正司、上野千鶴子『当事者主権』岩波2003,第3章）

このケアの考え方は、障害者にとってだけではなく女性、子ども、性的マイノリティ、そして高齢者にとっても、自分を生きるうえで大切な条件となる。この提起は、福祉制度の根本的な考え方の転換を意味する。慈悲的な制度から権利としての制度への転換であり、社会権として福祉制度である。高齢段階をどう生きるか、という問題とケアの問題が別問題として考えられているのは、福祉が権利ではないからである。

このような提起を満たすために、上野は多元的福祉社会を展望する（上野千鶴子『ケアの社会学』大田出版、2011）この「多元的」の中に NPO などのサード・セクターによる

ケアの提供が含まれている。すなわち、市民協同がなぜ今必要か、という問いの答えとして、当事者のニーズを基礎に据えたケアシステムが必要な時代になっており、そのシステムを構築するために、市民協同が必要なのである。それは、「新しい公共」の意味を従来の公共とその担い手では解決できない新たな社会的課題が生起しているということである。上野はこのようなケアシステムは福祉国家ではできないと考えている。その失敗という認識を出発点として「多元的福祉社会」は組み立てられているのである。

5 終わりに

なぜ、今市民協同か、という問いの、以上のような回答に対して、社会保障の削減と格差社会の進展によって現実生存さえ危うくなっている、そのような福祉の縮小こそ「新しい公共」の意味ではないかと指摘されるかもしれない。さらに、その回答は北欧の福祉先進国の話ではないか、と言われるかもしれない。確かに、もっともな指摘である。それもまた真実であろう。つまり両面があるということなのである。このような日本の今日を後藤道夫は次のように解説している。長いが引用しておきたい。

「ヨーロッパの福祉国家が、一時期非常に非難されて効率が悪いという話になりましたが、あれは効率が悪いだけでなく、こうした個別化の実情に合わないという問題があったからだと思います。北欧諸国はずいぶん軌道修正したと思いますが、日本の場合、本来、北欧の福祉国家が発展するなかでクリアしてきたような個別ケアの問題、それにもともと整備されていて当然の諸制度が放置されてき

たことによる個別ケアへの負担急増などが、現在になっていっしょくたになって出てきてしまった。その意味では、「社会的孤立」にどう対処するのかということ一つとっても、ただ貧困を解決しておけばそれでいいというようにはいかなくなっています」。

（湯浅誠／河添誠編

『「生きづらさ」の臨海』旬報社、2008、p 146）

個別ケアが必要とされることは「歴史の進歩」と考えてよいだろうと後藤は述べている。その進歩した側面と基本的な公的保障が後退し、したがって個別ケアが個人負担を大きくしているということである。

M to M の活動の現場に何度も足を運んで、二つの側面を実感する。人によってニーズは異なるが、そのニーズを見ていくと、この人はこんなことをしていきたいのかというその人の生き様に関わる積極的なニーズと、まずとにかくきちんとした食事が必要と思えるような基本的ニーズである。この両面のニーズは豊かさと貧困の同居とでもいえるような複雑な様相になって現れる。両方のニーズを福祉社会と福祉制度の結合の形を自治体の仕組みとして追求することが、ますます求められている。その追求の形が市民協同という言葉の意味ではないかと思われる。

（おぎそ ようし）

（*文中 NPO 法人 MtoM は、NPO 法人エム・トゥ・エムと同じです。編者）

「市民協同、多様な実践の意味探し」

—「デュルケーム社会学」の視点から—

仲田伸輝（名古屋市南区在住）

（はじめに）

1. 私が参加している研究フォーラム「地域福祉市民協同」では3年前から瀬戸市のNPO 法人エム・トゥ・エムにおける「窯のひろば」の実践や2015年には岐阜県各務原市八木山地区における「ささえあいの家」を中心とした活動について学習してきました。
2. また2016年1月に開催された第12回東海交流フォーラムでは「小さなつながりからひらける地域の未来」をテーマに次の五つの事例報告がありました。(1) 三河地域懇談会のあゆみと、三河地域のつながりづくりと豊橋市における“ちょいボラ”の活動、(2) 岐阜県石徹白の水力発電導入を通じた地域自治再生の取り組み、(3) JA 愛知厚生連の足助病院を拠点にした地域コミュニティづくり、(4) 南医療生協星崎地域における、ささえあい地域だんらんのまちづくり、(5) 三重県水士里（みどり）ネット立梅（たちばい）用水を活用したまちづくり。

（註 この五つの事例は「増刊地域と協同の研究センターnews 地域と協同第5号」2016. 6 に詳細が掲載されています。）

3. これらの活動は、地域や活動目的が異なりかつ実践主体が協同組合、NPO、社会福祉法人、任意団体など様々な団体によって行われていますが、共通していることは主

に志縁（目的）にもとづく“人々のつながり”を大切にしていることです（個別的事例をいくつ積み重ねても事実と事実の関係認識はできませんので、関係性を見出すため、ここでは“つながり”に視点をあてました）。“つながり”がなぜ大切なのか、その意味を社会学的な視点から考えてみたいと思います。私が参考にするのは社会学の古典として知られているエミール・デュルケームの「自殺論」です。

一、エミール・デュルケーム及び「自殺論」について

1. フランスの社会学者エミール・デュルケーム（1858～1917）は、社会学の創始者であるオーギュストコント（1798～1857）から社会学という名称を引き継ぎ、この社会学に社会生活に関する経験科学としての内実と方法的基礎づけを与えようとした研究者です。
2. デュルケームは、当時のフランスの社会不安を象徴していた自殺という社会現象を社会的事実としてとらえ、因果関係の分析とその予防策について社会学的研究を行い、1897年に「自殺論～社会学的研究」を著しました（因みに、この自殺という現象、関係者にとってはとてもつらいものですが、今日の日本社会でも大きな社会問題の一つとなっています。1998年から2011年ま

での14年間、自殺者は毎年3万人をこえ現在でも3万人弱で推移しています。

3. デュルケームは「自殺論」の中で一つの仮説を提起しました。それは「凝集性仮説」と呼ばれるもので、人々のつながりが弱まると自殺が増加することを明らかにし、この理論1. をふまえて個人と国家を媒介する。

様々な中間組織の中で産業界や労働界における結社、地域集団（広義には結合する社会集団）に着目し、自殺予防の実践的な処方箋を考え具体化することになります。この「自殺論」はアメリカの社会学者ロバート・マートン（1910～2003）によって学説史上、数少ない固有の意味における社会学理論（問題解決のための手段～1969「社会学理論と機能分析」）の典型例とみなされています。それゆえ演繹が可能となります（例えば自然科学の分野でいえば、病気の治療に処方される薬は科学的実験によってその効果が検証されていることから、そのつど医師が薬の有効性について検証しなくても処方できるように…）。

4. デュルケーム社会学におけるキー概念の一つである「アノミー」について

「自殺論」には「社会的なものと自殺」として自己本位的自殺、集団本位的自殺などの自殺類型が示されていますが、その中に「アノミー的自殺～近代産業社会の病理」という類型がしめされています。「アノミー」とは社会的規範や価値体系が崩れ、社会が混沌とした状態に陥っている状況を意味しますが、このアノミーについて小室直樹氏は「日本人のための宗教原論」（2000年）で「無規範、無秩序はアノミーが引き起こす結果であり、この言葉を一言で定義すれば無連帯というのがその本質である」と指摘しています。無連帯の対概念は連帯ということになりますが、

私はこれを「共感、協同」におきかえて理解したいと思います。

一、「自殺論」における「凝集性仮説」のもつ今日的意義

現在の日本で大きな社会問題となっている孤独、孤立死、自死、虐待、介護疲れなどの社会病理現象は枚挙にいとまがありません。こうした状況を生み出す背景にはさまざまな要因が考えられますが、その一つに高齢者がおかれている現状があります。65歳以上の単身の高齢者は全国で2010年の498万人から2035年には762万人に達すると予測されています（厚生労働省の2015年国民生活基礎調査では624万世帯となり高齢世帯の49.1%）。また年金受給者で働いていない人の年収は2014年時点で150万円以下が全体の63%、そのうち50万円以下の人は全体の20%となっています。結果として65歳以上の高齢者世帯では64万世帯が生活保護の受給者となっています。経済的な理由も加わり社会関係が希薄になり、現状のままでは今後更なる社会的孤立の広がりが予測されます。いま年金だけで暮している自分にとっても他人事ではありません。

2. こうした状況をふまえるとコープあいちにおける「くらしたすけあいの会」の、コープぎふの「おたがいさま」の活動もとても大切な取り組みといえます。

私自身は、社会参加の一環として協同組合や各種NPOの活動に参加していますが、上記問題意識との関係で、組合員として協同組合活動に参加する意義について私の場合の具体的な事例で考えてみます。

(1) 私が運営委員として活動に参加している南医療生協は、現在組合員が8万人です（職員

は1,000人、年間の事業規模は2015年度で103億円)。多様な組合員活動が行われていますが、組合員としての基礎的な活動に機関紙「健康の友」の配布活動があります。「健康の友」は毎月発行されていますが、2,700人の世話人と呼ばれている組合員によって43,000部が毎月手渡しで配布されています(2016年度総代会議案書では、組合員世帯比で89%の配布率と説明されています)。

(2) 私が暮らしている南区の笠寺東支部には現在540人の組合員(地域における組合員世帯比率は17%)がいますが、この組合員に毎月「健康の友」を配布しています。「健康の友」配布のために仕分作業がありますが、この作業には毎月5人ほどが参加しています。そして、32人の世話人さんを通じて「健康の友」が届けられます。世話人は60代から70代の女性を中心です。「健康の友」の配布は支部活動の基本ですが、次のような意義があると考えています。

1)「健康の友」には、毎月の南医療生協の事業の様子や診療計画、組合員の活動の様子、医療をはじめとした各種情報など暮らしに役立つ情報がいっぱい掲載されています。一人一人の組合員にとってとても大切なものです。

2)「健康の友」を配布するためには、運営委員を中心にした仕分け、世話人さんへのお届け、世話人さんから個々の組合員への配布が必要となります。この活動に含まれる意義はとても大きいと思います。生協の協同活動そのものです(一人ではできません)。そして毎月のことなので、通年での活動が可能でありまた必要となります。世話人ができなくなった場合の後任さがしなどそのための苦勞も多いのですが…。内容的には次のような意義が

あります。運営委員、世話人さんの共同作業を必要とし、その時お互いの情報交流ができます。また運営委員から世話人さん、世話人さんから一人一人の組合員への配布段階での声かけ、交流、安否確認ができるとともに、このこと自体が組合員の社会参加となります。そして、配布活動が健康づくりにつながります。こうした活動が一年間継続していることはすばらしいことです。

(3) 加えて、団塊の世代が75歳になる「2025年問題」に対応するため地域包括ケアシステムづくりが急がれているが、住民の立場からのシステムづくりへの参加という意味でも大切な活動といえます。

(おわりに)

地域と協同の研究センターに集う様々な実践例について、私が長年親しんできたデュルケム社会学の視点から少し考えてみました。また生協での組合員活動をすすめる中で、あらためて協同組合について広くそして深く理解したいと考えるようになりました。学習を始める中で荷見武敬氏の「協同組合学ノート」(1992年)に出会いました。その中に「協同」という言葉の意味についての記述がありました。「角川字源辞典」を参考にした内容ですが「協」の字義は「多くの力を集めあわせる」、「同」の字義は「すべての口(ことば)を集めそろえる」、したがって「協同」は「多くの力とことばを集める」というものでした。この視点にたつことによって協同組合に限らず「協同」を一般化できると思いました。

2. 研究フォーラム「地域福祉と市民協同」の“協同”も、このように幅広くとらえ今後の実践と交流をすすめていきたいと

思います。 (なかだ のぶき)

(参考文献)

- 折原浩著 「社会科学の方法 デュルケームとウェーバー」(上・下)(1981 三一書房)
 - エミール・デュルケーム著「自殺論～社会学的研究」(1985 宮島喬訳 中央文庫)
 - 荷見武敬著 「協同組合学ノート」(1992 家の光協会)
 - 小室直樹著 「日本人のための宗教原論」(2000 徳間書店)
- 尚、文中の統計数字は、朝日新聞の記事からのものです。

自分たちの手でささえあうまちを創る

清水孝子（各務原市八木山地区社会福祉協議会 事務局）

私と地域福祉活動

2012年に自治会福祉委員になったことをきっかけに、それ以来八木山地区社協の事務局として地域福祉活動を続けている。担当した主なことは、地域課題解決のための講演会・座談会の企画運営、広報誌の発行、活動の拠点「ささえあいの家」や「ささえあい活動」の立ち上げから運営、アンケートによる調査、市社協以外からの助成金申請また外部への実践報告などの広報活動である。

地域の実情と課題

八木山地区は、42年前に里山を造成して造った坂の多い2つの団地で構成されている。1,830戸 5,200人弱 高齢化率38.3%。75歳以上世帯20%。

「この坂の多い街で、老後を暮らすには通院や買い物に不便するから、元気な今のうちに平らなところに引っ越すね。」

「夫が病に倒れ車いすの生活になった。この坂の多い街で、車いすをひっぱって歩くわけにいかないから、東京の息子の所に越すね。」

と、私に言って近所の2人が引っ越しをした。ここに住む者がここを終の棲家とするためには、支え合うしかないと思わされた。

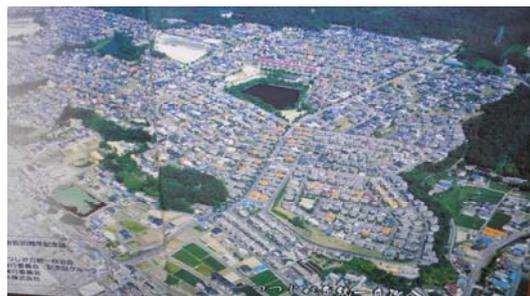
1970年代に造成された各地の住宅団地の

多くと同様に、出身地は、全国各地、殆どがサラリーマン。働き盛りの時に入居し、一緒に歳をとった。発足間もない自治会が集合住宅の建築を禁止したことによって、すべて戸建て。住民は、似通った質の者と言える。

会社勤務の間は、職場と子育てが最大の関心事で、地域に求めるものは、ベッドと幼稚園、小中学校だった。職場と子育てがなくなった今、人が住む街には普通にあるものの必要を痛感している。

地域の課題と捉えていること：

- ①坂道が多く通院・買い物に困難を抱えている人がいる
- ②食品店・医療機関・介護施設がない
- ③高齢者所帯で、家屋の老朽化など困りごとが多発
- ④働く場がない
- ⑤移動困難のため孤立せざるを得ない人がいる
- ⑥退院時、ケアする人がいなくて持ち家に帰れない人がいる
- ⑦自治会役員のなり手不足
- ⑧連れ合いを亡くし、遠く離れた親族の元



への転居で、空き家の増加

⑨虚弱になった生活困窮者が増加。

⑧⑨がこの半年間ほどで顕著になった。

1、地域の課題について、住民が当事者意識を持てるように取り組む

①課題に向かってみんなが意見を出し合う場を作り、出された意見は生かす

2012.10.28「このまちで誰もが社会的関係を持ち、自分らしく最期まで生きていけるようになるために どうしたらよいか」という大テーマで懇談会をもった。8つのグループに分かれて、それぞれのテーマで意見を交わした。その中の「学校の活用」のグループの男性の一人が「万が一、一人になっても、自分で調理したご飯が食べたい。」と言った。これに応え、小学校の家庭科室で、月1回調理で交流する会「作ってランチ会」を開催してきた。今では67名のメンバーで、男性が1/2でにぎやかに活動している。コープぎふのわいわいカフェのメンバーの講師でも何度も実施。

②講演会を開催し、皆で地域課題を共有する

例① 2012.6.16 講演会 NPO 法人レスキューストックヤードの「災害に強いまちづくり」開催

3.11から間がない今、この教訓を生かさない手はないと考えての実施。実際に神戸の震災、そして今現在宮城県の七ヶ浜の拠点で支援活動をしている常務理事の話は、説得力があった。

翌日、参加者の一人が言った。「昨日の話を聞いてボールを買って来たよ。災害が起こった時、これで近所の人を何人助けることができるかと思ってね。」と。

「講演で話された防災頭巾を作ってみたいね」という人もいて、防災頭巾を作る会をもった。2人とも「この地の課題」と意識した行動だ。

例② 2014.1.25 県の介護福祉士会長による「あなたはどこで誰に介護されますか」というテーマの講演会。

話の途中、講師が言った。「みなさん、そんなに睨まないでください。私のせいでこう言う制度になったわけではありませんから。」と言うほど、参加者は真剣に聞き入った。地区社協が言っている課題は、私の課題。私の課題は地域の課題だという当事者意識になってもらえたと思えた。

例③全戸対象のアンケートで意識を喚起

2016年1月買い物支援に関してアンケートをとった。699戸/1832戸 回収率38%

「今は困っていない。しかし困っている人は……。そしてやがて自分も困ることになる。」と想像力を働かせた回答が多かったことは、この買い物難民の課題は自分のこと、当事者であると、意識できたということ、良かったと思えた。

翌年度2016年移動手段についてもアンケートをとった。「俺は車だから関係ない。」という人は多い。そこで「今移動手段に困っている家族がいるか」に加えて、5年先はどうか、10年先はどうかと聞いたところ、実に71%が、10年以内に困ると回答。

アンケートをとること、また将来を想像させる設問によって当事者意識を高めること



回収したアンケート



移動に困っている家族がいるか

ができた。505 戸/1832 戸、回収率 28%回収。

21世紀への架け橋—社会福祉のめざすもの「福祉の地域化と自立支援」という本の中に、問題解決型の地域福祉は「地域住民が地域で暮らす自分と異なった他人の存在を承認したうえで、その他人と共に生きるために協働して実現すべき問題（重荷）を共に担う諸活動」（大森彌）という言葉が出てくる。私たちが目指してきたことを指していると思った。

2、自ら参加してすみよいまちを創ることを学ぶ

①「移動手段の検討」で

当地域は平日 42 便ものバスが走っている。しかしバスの利用が少ない。リニューアルされたふれあいバスに、人々は不満を言う。また路線バスは通勤通学の人口減により利用者が少なく、年間 1,030 万円の大赤字で廃線寸前であるがなんとか運行されている。ところが移動に困っている人と言うは多い。まずバスを利用しよう。どこが不便なのか出し合おう。その前に岐阜市芥見東地区の「みどりっこバス」の話を知ろうと 2016・6・11 講演会をもった。「みどりっこバス」は地域のみんなで、路線・バス停・時刻表を作った。自ら創り出し、利用促進にも力を入れている。

一方こちらは、ふれあいバスを運行している市の批判はするが、自分では汗を流さない。この「みどりっこバス」の講演から、地域の課題解決には、地域自らが動くことの大切さを学ぶ機会とした。

そして主体的に関わるためにアンケートをとった。「バスを利用しない理由は何か、バスがどうあったら良いか、自分は、地域はどうしたらよいか、バス会社や市に提案したいことは何か」聞いた。このアンケートは、移動手段に皆が関心を持つ目的で実施した。そしてアンケート結果をもとに座談会で、皆の意見を集約し、改善点として市とバス会社に提案をした。

地域や行政、国政に対して、不満をおしゃべりすることがあるが、自分の考えを持って、行動するには至らない人が大多数である。国や市を構成する大人・主権者として私たちは平和や環境・エネルギー問題等に大いに関心をもって行動すべきと思う。一方で地域の政治に参画して行く必要があると考える。

市のマスタープランに関して市民の意見を聞く会があった。行ってみると担当市職員よりも少ない 4 人が参加者だった。このバスに関する一連の催しは、主権者としてのあり方の一端を学ぶ場になるのではないかとの思いがあった。

今、車で自由に移動できるから、地域のバスや独自の移動手段は関係ないと無関心でいるのではなく、まず身近な問題に関心をもつ市民になりたい。そしてこの地に、困っている人がいるのだと想像力をもってほしいと考えて活動をした。

バス停を回って、そこにいる通勤者に、一緒に考えようと呼びかけましたが、実際

利用している人の動きがなかったことは残念だった。見やすいバスの時刻表を作って配る、バス乗車体験ツアーの実施などで「バスを使っていつまでも元気で、自分で買い物や通院ができるまちにしよう」というテーマで公共交通の利用促進キャンペーンを実施している。

2017年4月から路線バスは、大赤字なのに、私たちの願いを全面的に取り入れた運行となった。「便利になった。」「ありがたいね」という声が聞かれる。これまで講演会・アンケート・話し合い等を重ねてきた成果として、達成感が味わえた。自治会も入った移動手段検討会ができたことも成果と言える。自分たちで移送サービスをする、助成してタクシーを利用するなど独自の移動手段を検討中である。今すぐ必要ではないが、3人の仲間が福祉有償運送及びセダン等運転者講習に参加し修了証をとった。

②「在宅医療講演会」で

在宅医療の講演会を2016.11.12実施した。在宅医療とは、入院をしなくて医療が受けられるもの。優れたモデルをまず知ること、そして憧れを持つこと。このまちにもこのような医療が受けられるように行動したいと考え、この講演会を開催した。隣町の総合在宅医療クリニック市橋亮一理事長は、日常の生活の中に治療や療養がある在宅医療の素晴らしさを熱く語った。

「みんなの問題」には参加者が多くはないが、この講演には、「自分のためになる」と思った人々が多く参加した。そして言った。「素晴らしい講演会だった。」「ためになった。」「希望が持てた」「しかしこの地にはない。」「ここにもこのような在宅医療をするところがあればいいな。」と。

「あればいいな」で終わってはいけない。この講演会の後、2017年1月「住み慣れた自宅で最期まで住み続けられるために」というテーマで座談会を行い、地域や自分自身は何ができるかを考えると同時に、市や医師会に提案することは何かを考えた。そしてこの地でも、在宅医療を受けられるようにしてほしいという提案を、医師会や市役所に届けた。

活動の結果：「地域で心豊かに生きる」を実感

①生活支援ボランティア活動改めささえあい活動

80名余のメンバーで2014年8月から、個々の人々の困りごとを解決する活動をしている。始めた当初は、「支援だ」と思っていたが、すぐに意識が変わった。活動する者は依頼者に、また活動仲間に支えられていると感じた。皆に問いかけると同様の返事だった。そこでこの活動の名称をささえあい活動とした。

この活動の決まりとして、利用者の年齢制限もあったがこれも撤廃。「地域みんなが、元気な者も、病弱の者もささえあいましょう、繋がりましよう」を趣旨としている。



・ささえあい活動の依頼者は言う
多数の人が「何より地元の人に関わってい

ただけるのがうれしい」と。昨今は他人が庭に、ましてや家の中に入られるのを警戒せざるを得ない状況である。そこで地域の者が活動に入ることの安心感がある。また一度関わった家のことは、ずっと気かけるといふ人間関係ができる。地域の者が活動する強みである。

Aさんは虚弱なので、様々な活動で関わっている。このAさんが、このまま在宅か施設か決める親族も加わったケア会議で、「地域の方が良くしてくれるからここで過ごす」と言い切った。2年後のケア会議でも息子が施設入所を勧めるのに、益々弱った体であるが、同じ発言をした。同席しているホームヘルパーが言った。「地域の人との信頼関係が出来ているからだね。」と。

・老後は故郷に帰ろうと思っていた、ささえあい活動をした人は言う。

「活動をしたことで、街の建物が身近なものに見えてきた。この地で一生を過ごしてもいいなと思うようになった。」

・ささえあいの家当番スタッフ山田麻里さんが言った。

「ささえあいの家の当番をするようになって、まちの景色が変わってみえる。」と。ここで繋がって、共に生きている喜びを味わっている。支え支えられる関係ができた。

ささえあいの家のオープン当初作業した人が中心となって、「営繕の会」を作り、ささえあいの家の補修をしている。押入れを本棚に、壁塗り、屋根の補修、廊下のフローリングまで、ありとあらゆることをし、使いやすく、きれいにしてきた。なおこの会の機材の多くを、コープぎふの福祉助成金で整備することが出来た。この会は素晴

らしい技術者集団であり、とても仲の良い仲間となっている。ささえあいの家の補修が終わったら、次は地域のお助け隊になるとの目標どおり、地域で要望のあった家に行き、お助け隊を務めている。

中心となって活動している片石隆雄さんは、「なあと、私は近所に飲み友達がほしかっ



ただけですよ。」と言う。飲み友達ができただけではない。男性の地域デビューの場となり、ボランティア精神発揮の場となっている。濱野安廣さんは言った。

「ただ働きだけど、おもしろいよ。」と。会社人間は、労働には報酬が当たり前の考えだ。

「そういえば会社でいくら働いても感謝はされなかった。一生懸命やって当たり前だった。」と言う人がいた。この活動では、お金はどこからも出ないけれど、人に感謝される喜びを知った。何より仲間ができた。

このただ働きがなぜ3年以上も続き、皆が文字通りにここにきて、ますます盛んになっているのか。西尾詔洋さんから来た次のメールにその答えが5つあると思った。
(数字は清水が記入)

「営繕の方たちとご一緒に、Aさん宅の雨戸修理やエアコン点検をしました。作業はもちろんですが①話が出来たこと、②仕事を通じて心が通わせたこと、③楽しく作業が出来たこと、④ペンキ塗りの難しさも教

えていただきました。⑤友達が増えました。やはりなんでもやってみる事ですね、有難うございました。」

他人の家の雨戸の修理を楽しんで実施して良かったと思ったと言う。①～⑤以外に、この活動をする者が満足しているのは、意識する、しないに関わらず、人の役に立っていることで、自己肯定観が高まることも大きいのだと思う。

「自立」の考え方

ささえあい活動は「自立を支援する」と最初に決めた。「自分にできることはする、できないことだけを応援する」という意味で自立と表現した。

その後、「自立」について学ぶ機会があった。「あいち LD 親の会かたつむり」代長の牛丸基樹さんは発達障がいの講演で「自立とは、頼れる人を数多く持つことだ。」と言った。子ども食堂を広めている豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長の栗林知絵子さんは「相談できる人をたくさん持つことが自立だ。」そして釜ヶ崎の「子どもの里」理事長の荘保共子さんの講演から、北欧の自立の考え方を学んだ。

「自立とは、だれもが地域社会の中で、個別のニーズや意識、希望を最大限尊重した支援を受けながら、自らの人生の主体者として生きること」これらの考え方を元に、ささえあい活動を進めている。

「喫茶店のモーニング」もささえあい活動だ。活動仲間が、病院へ付き添いをしている Aさんと「モーニングに行っておごってもらいました。」と運営委員会で報告した。居合わせた者が「えっ」と言うと、彼女は続けて言った。

「友人ですから。」依頼者を友人ととっさ

に言い切る彼女に感動。この依頼者はいつもベッドの上でのみ暮らしている。元気な頃のように喫茶店のモーニングコーヒーが飲みたいとの願いを実現する応援をした。これは病院への付き添いと同様、Aさんにとって必要なこと。「ささえあい活動だ。」こう考えられるのは、コープぎふのおたがいさま活動の勉強会で、毛利敬典さんの講演会で学んだからだ。活動仲間秋田圭介さんは、私に下記のメールを送ってきた。

「私は自分達の活動に福祉という言葉を使いたくありません。福祉は行政が行うもので、それは、何はやるけど何は含まないという範囲を限定しています。また予算にしばられており、その都合で切りつめられたりします。私たちがやるのは、そんなことで限定されず、人間として必要かどうかで決めるものだと思います。住民一人ひとりがやることは上から施す福祉などではなく隣の人間として自然な感情から行う日常的な生活行為だと思います。」同感である。彼はこの考え方を目に見える形にした。Bさんはいくつもの病を抱え苦しんでいる。そ



草取り

の彼女には5人のチームで関わっている。我が家でのBさんの誕生日会の日、秋田さんは、彼女に探しまわって手に入れた鍵盤

ハーモニカをプレゼントした。病の苦しから少しでも意識がそれたらよいと。活動すると実にいろいろ学ぶ。一方、ただ働きからの脱皮も実現に向けていきたい。現在の活動メンバーは、60歳代から70歳代だ。この活動が5年後10年後も持続可能なものにするために、柏プロジェクトに学んで、いきがい就労にとまでは言わなくても、有償にしたいと考えている。

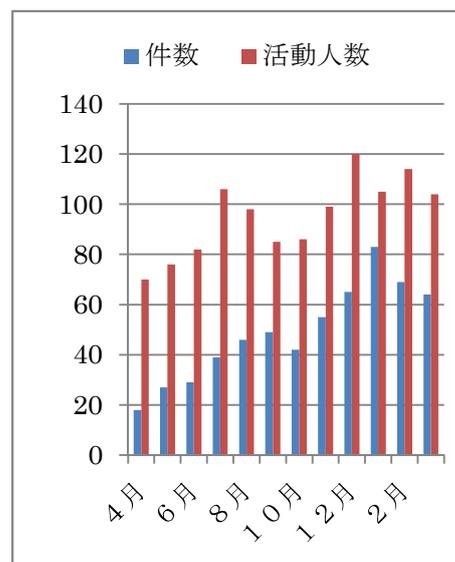
②ささえあいの家2周年のアンケートの一部より

地域で心豊かに生きることが出来る幸せを多くの人々が感じ始めた。この不確定で不信感に満ちた社会の中で、最も近隣の人々と信頼し合って生きることの意味は大きい。特に人生の終章を生きるものたちの幸せの条件として、最も必要なことだと思う。

1. ささえあいの家は、自分にとって地域での居場所の一つとなった（そう思う）78%。
2. ささえあいの家で親しくなった人がいる（そう思う）100%。
3. ささえあいの家によって、この地に愛着が今までより持てるようになった（そう思う）82%。

3、行政との連携

「活動の拠点を作って、生活支援活動をする」これは国の方針だと言う。私たちはこれを知る以前に、活動の拠点がほしいと思って整備した。「生活支援」改め「ささえあい活動」は、「ちょっとした困りごとを誰かに頼みたい」と思っている人がいると聞いて始めた。しかし私たちが実施したことが国の方針と一致したことで、助成を受ける



2016年度活動数

ことができた。また先行して実施したことで、市の高齢福祉課は、全市に広めたいと、私たちの活動の紹介をする場を作った。また総合事業について意見を言ってくれと、私たちの意向を取り入れようとしてくれる。資料も出してくれる。国の決めた枠や、市の決めた枠にあてはめようとしなくて、独自性を尊重しているので、のびのびと活動している。こちらの会合に度々参加を要請し、私たちの想いを聞きとってもらおう。また市の方針の説明の時間もとっている。



移動手段検討会

地域公共交通担当の商工振興課には、地域でバスの説明をしてほしいと要請し、何

度も住民説明会をもった。またこちらからの要請にこたえて、地域独自の移動手段検討会に参加。国土交通省の決まりの解説は大変参考になった。また先進事例の紹介を受けて、視察もした。また私は、市の地域公共交通会議のメンバーとして意見を述べる機会もできた。



活動の拠点 ささえあいの家

市はふれあいバス、路線バスについて、私たちの意向をくんで再編に懸命に取り組んでくれた。結果2017年4月から、路線バスは全面的に私たちの要望を取り入れた運行となった。行政と良好な関係を持つことにより、こちらの意向を取り入れてもらい、役所のもつ情報を大いに活用し、活動を発展させることができている。

また地元在住の市議会議員には、私たちの活動や会議に参加を呼び掛ける。私たちの願いを、代わって要望することを望んでいるわけではない。市民はこんなことを考えているのだと知って、市民目線で市議としての活動をしてほしいからだ。

今後の課題

①みんなの意見を出し合う必要

・虚弱になった生活困窮者があちこちに現れている。手を差し伸べるのに人手が足り

ない。切羽つまっていると感じる昨今である。

理事会での議論は組織や規定に関することが多い。しかし今、組織や規定に時間を費やしている場合ではないと今年になって特に思う。いや、この事態に対処する組織を作らねばならない。

・これまでとても良い活動ができてきたと思ったが、2017年1月の座談会で、とても落胆した。

「住み慣れた自宅で、最後まで生きていけるまちにするために」というテーマの座談会。24時間365日介護看護の事業所の話聞き、それでは①自分自身はこのテーマに向けてどうするか、②地域としてどうするか、③市や医師会に提案することは何かについて話し合った。②で、いくつものグループから「近隣の人と挨拶する」と言う意見が出た。今だ「挨拶」なのかとがっかりした。



りした。隣人が虚弱になったら、「チームを組んで助けましょうよ。」と言った意見が出るのを期待していたのだが。この意識の大きな差について、私は根本から考え直さなければならない。

・職場と違って、この地域活動は、さまざまな思いがもろに出る場。その思いや意識は、とても大きな差がある。この様々な人たちの意識を高め、まとめていくことの困

難さを痛感している。

2017年2月からの「ささえあいの家」当番会では、意図的に、どんな議題より先に出席者すべての想いを出す場を作った。ささえあいの家の運営主体者である意識をもってほしいと言う狙いである。「当番を急にできない時困った。」から始まり、「ささえあいの家に来たことのない人を発掘することを真剣に考えなくてはいけない。」「遠く離れた実母の現状から、ここでシルバー食堂の必要を思う。ここで実施しようではないか。」「来た人が得になったと思うことが大事だ。」「移送をしようよ。」等とささえあいの家を発展させようと言う意見が多く出た。

2017.5.14 座談会 「このまちのグループ・団体の福祉活動の話を知ろう。語ろう」を開催。78名の参加で大いに肯定的な意見や一歩進める意見が出された。

その理由は、話を聞いて

①いいね。

これからもよろしくね

②もっとこうしたらどうだろうか

について意見を出し合おうと座談会を進めた。認めあう、エールを送りあうよう仕組みで、会場に前向きな空気を醸し出すことができたためだと思った。

このように多くの人々を巻き込んで、その想いを十分出し、議論を深めて行くことが重要だ。そのためには会議はとても多くなる。みんなの負担感が増す。

社協と言う組織

- ・地区社協の資金は、主に市社協から得られる。
- ・会費の徴収、回覧・配布物などの広報活

動は、自治会が不満をもらしながらも担っている。

- ・地区社協が新たな活動をしたと思った時、特色ある活動をする地区には特別の予算がつくと言う仕組みが市社協にできたことは幸いだった。ささえあいの家やささえあい活動の助成を受けることができている。
- ・当地区社協は小学校区で5000人余と言うのも顔の見える関係と言う意味で、適正規模だ。

- ・1年間だけの役員の自治会と違って、当地区社協は事務局によって活動を継続出来る。この事務局体制は2011年に作られた。
- ・1年間に500円の会費を納めた者が会員だ。2016年度は自治会員1830戸のうち92%1687戸が会員。この会員の合意のもとに活動をする必要がある。今現在、活動よりも、理事・自治会等地域の理解を得ることに大変なエネルギーがいる。

・私たちは自治会と連携をしながら活動をしたい

と、共催をもちかけて講演会等をしている。

- ・地域の同意を得たNPOにし、地域から委託を受けて活動することができれば、両方の良いところをとることができると思う。今後の課題だ。(しみず たかこ)



合意形成をめざして思いを話し合う

地区社協における、地域住民による企画提案型事業の推進について ——各務原市社会福祉協議会と「ささえあいの家」に着目して

椋木真佐子（岐阜県各務原市在住）

各務原市東部（岐阜県）八木山地域では、常設型地域交流拠点「ささえあいの家」が平成25年度からオープンし、空き家を活用したサロン活動が開始されている。暮らしへの危機感が、そこに住む人たち自身の率直な行動へとつながっており、安心して住み続けられるまちづくりに住民が意欲的に挑んでいるように見受けられた。この活動は地区社協の取り組みであるため、地域福祉を推進している組織である各務原市社会福祉協議会に着目し、社協職員2名から話を聞き資料をもとにまとめた。

「シャキョウ」は言葉としてなじみがあるものの、私たちの暮らしにどう関わっている組織かということになると、案外知らないことが多いのではないだろうか。安心して暮らせるまちづくりに市民が当事者として積極的に向き合おうとするときに、社協組織はどのような力を発揮することができるのか。「ささえあいの家」の活動に着目しながら考えることの意味は大きいと思う。なお、「ささえあいの家」については、清水孝子さんの論者を参照していただきたい。

●『シャキョウ』とは何か

「シャキョウ」は、社会福祉協議会のことである。略称として社協とよばれていて、社会福祉法第109条で規定されている。（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

「社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。」¹とあり、社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会という組織位置づけがある。

●どういう役割を担っているのか？

社会福祉法第109条第1項には、以下のようにある。

第1号：社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

第2号：社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

第3号：社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

第4号：前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

ガイドブック²には、以下のように掲載されている。

『地域のみなさんが住み慣れたまちで安心して生活することのできるまちづくりを目指してさまざまな地域福祉活動を行っています』

¹ <http://www.shakyo.or.jp/about/index.htm#alljapan>

² 各務原市社会福祉協議会作成「社協がわかるガイドブック」平成28年度

『制度によるサービスを利用するだけでなく地域がお互いにささえあえる関係や仕組みをつくり、自助・互助・共助・公助を地域の実情に合わせて機能できるよう働きかけます』

●社会福祉法人各務原市社会福祉協議会の組織と経過

自治会連合会などの市民の代表、民生委員児童委員協議会、高齢者や障がい者団体、ボランティア団体、福祉・医療・保健の関係機関、学校教育関係、行政などの代表者による理事会・評議会が組織されている。

各務原市での設立経緯は、昭和38年市制施行、任意団体として結成。昭和57年、社会福祉法人取得、市内17地区に支部社協を立ち上げ。（平成27年度から地区社協に変更）平成12年介護保険制度施行によりサービス提供事業者となっている。

●地域福祉活動計画「いきいきプランかがみがはら」について

各務原市社会福祉協議会では、各務原市政での地域福祉計画の推進主体として、地域福祉活動計画が取り組みの方向性を示すために策定されている。³

中期目標：『誰もが住み慣れたまちで自立した生活が継続できる地域づくり』

計画の目指す姿を『ささえ させられて みんなが主役のまちづくり』としていて、4つの基本目標に対して、それぞれ当年度の重点事業が具体的に提示されている。

基本目標Ⅰ：一人ひとりの声を受け止め、必要とする情報を必要な人に届けます

基本目法Ⅱ：みんなで支えあうつながりの“わ”を広げます

基本目標Ⅲ：誰もが進んで参加できる地域福祉活動を続けていきます

基本目標Ⅳ：人と地域ができることを活かす仕組みをつくります

●取り組みの主な内容

ガイドブックには以下のようにまとめられている。

- ・17の地区社協で独自性ある地域づくりをめざす---ボランティアハウス、ふれあい交流事業、福祉座談会など
- ・近隣ケアグループ⁴活動でご近所同士がささえあう---声かけ、見守り
- ・ボランティアセンターで人と人をつなげる---ボランティアの養成、ボランティアの調整など
- ・生活相談センターさぽーとで困った人をサポートする ---暮らしの総合相談窓口、生活困窮者支援など
- ・福祉教育の推進---小・中・高・大学・企業と連携
- ・福祉フェスティバル、社会福祉大会で社協を広くPR---福祉を学ぶイベント、講演会、広報など
- ・共同募金運動による募金の施設配分、地域交流事業など---赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金
- ・介護予防事業による介護予防の推進---地域包括センターでの介護予防マネジメントや健康体操など
- ・介護保険事業、障がい者支援事業

3

http://kakamigahara-shakyo.jp/shape/area_activity

4 地域の見守りをするボランティア団体。各務原市からの委託を受けて、実施主体は社協である。1グループあたり年間20000円の市税による助成金を受けている。

---ケアプランの作成、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービスなど

●地区社協（地区社会福祉協議会）について

「ささえあいの家」は地区社協の活動である。これまで住民主体で行う小地域での福祉活動は支部社協という名称だったが、平成27年度には地区社協と改められた。

地区社協は、福祉のまちづくりの中核と位置付けられていて、地域で行う活動を進めている。地区社協の役員構成は、自治会長、民生委員児童委員、子ども会・近隣ケアグループの代表などとなっている。八木山地区社協の場合は加えて、シニアクラブ、青少年育成市民会議、体育振興会、まちづくり協議会、福祉委員などが入っている。⁵

活動内容としては、ふれあい交流事業や地区社協だよりの発行のほか、福祉座談会、横断旗設置、困りごと調査、配食サービスをはじめ、地域の生活課題を地域で解決する仕組みづくりを目指している。自治会単位では、ボランティアハウスや民生委員による訪問活動がおこなわれており、さらに身近な範囲では近隣ケアと呼ばれているグループ活動がある。

各務原市では、単位自治会の地域連携のため、概ね各小学校区を区域として17の地域自治会連合会があり、その上部組織として各地区（那加、稲羽川島、鷺沼、蘇原）自治会連合会がある。⁶ 地域自治会連合ごとで地区

社協（17）が設置されていて、概ね小学校区ごとに活動が取り組まれているということになる。

●事業と助成について

財源は住民から（世帯会員：1口500円）と賛助会員から（法人会員・団体会員5000円以上、個人1口500円）で賄われている。

世帯会費は地区交付金として会費実績40%を地域独自の活動へ、メニュー事業助成金は会費から行ったメニュー事業に対して交付している。（H27年度）

メニュー事業は市社協から提示された事業で、以下のとおりである。

▶地域課題を発見するために「近隣ケアグループ研修会（地区社協単位）」、「地域の困りごと調査（アンケート）」、「福祉座談会」がある。

▶地域でのつながり・きっかけづくりのために「ボランティアハウス事業」、「ふれあい交流事業」、「機関紙（地区社協だよりの発行）」、「歳末たすけあい特別事業」がある。

ボランティアハウスはいきいきサロンとよばれていた活動で、歩いて通える近場で行う。自宅を開放してもできる。

▶地域で支えあう仕組みづくりとして、「食を通した生活支援事業」、「生活支援ボランティア団体連携事業」「福祉の人材発掘事業」がある。

▶その他として「横断旗の設置事業」、「赤い羽根自動販売機の設置事業」

メニューごとに助成基準が設けられている。

●各務原市社会福祉協議会の独自事業と地区社協の独自事業

市社協の独自事業は、「福祉フェスティバ

⁵ 体育振興会、まちづくり協議会、福祉委員は自治会役員が担当している。まちづくり協議会は地域の祭りの企画運営を行っている

⁶

<http://mobile.city.kakamigahara.lg.jp/lien/shiminsanka/000622.html>

ル]、「社会福祉大会（表彰と講演）」があり、会費をもとに活動をしている。地区社協に対しては、「地区交付金」を出しており（会費合計額に対して40%の額）、メニュー事業（市社協から提示されている）を実施すると助成金を出している。

平成25年度には新たな各務原独自の事業として、「夢を実現プロジェクト事業」が始まった。これはメニュー事業にはない、地域の新しい取り組みを応援することが目的の企画提案型助成事業で、地区社協にとっての独自事業となる。1地区社協、1事業に対して、最大100万円/年（助成期間は事業開始年度を除き3か年度）の助成がある。これには八木山地区の「ささえあいの家」、緑苑地区の「ふらっと」が応じるかたちで取り組みがスタートしている。（緑苑は平成25年12月常設のたまり場オープン、八木山は平成26年（2014年）1月オープン⁷）

夢を実現プロジェクト事業では、福祉介護の領域だけではなく、歴史文化を中心に置いた活動をしているところも助成金を獲得している。その理由として、地域の良さを発見してこれからは活かしていくことや、高齢者だけではなく多世代が一緒に取り組めることがあげられる。祭りや伝承をとおしてつながりづくりのきっかけになるので、そのために助成していると職員は言っている。

平成26年度にはもう少し小さな地域、自治会や区を単位として独自性を活かした「夢を実現プロジェクト事業」（通称：夢プロミニ）がスタートしている。1自治会・区に対して

⁷ 八木山地区のささえあいの家については、26年度から28年度までの3か年度、助成されることになった。

30万円/年の助成金となっている。新那加町では夢プロミニを活用して防犯パトロール隊が結成された。地域住民への声かけや認知症の方の徘徊への対応が心がけられながら巡回をしている。

●市社協主催の会議

- ・地区社協会長と福祉推進委員（自治会内の役員）が参加する合同会議を年2回開催。
- ・地区社協会長と地区自治会連合会会長の合同会議を年2回開催。

会議は市社協から地区社協へ方針や方向性などを伝達する場であり、顔を合わせることができると社協の職員は語っている。新しい事業についての主旨が説明される。

●社協職員のサポートとして

- ・各地区社協には、コミュニティソーシャルワーカーとして職員が配置されている。
- ・助成金獲得については、職員が地域へ出向いてのサポートもする。
- ・各務原市の助成金申請の場合、市社協をとおして申請書類の提出がされる。

●まとめ

各務原市社協が展開する福祉活動推進のためのインフラ整備は、かなりていねいにできているように見受けられた。支部社協から地区社協への名称の変更については、『縦から横つながりへ変化させる』との若い職員の言葉が印象的だった。地区社協は市社協の支部ではないので、上から発信されたことを下が受けるというような上下関係ではなく、地区の独自性が発揮されて、主体的な活動が活発化することを期待していると語っている。地区社協が地域活動の機関として、福祉のまちづ

くりの中枢を担うという位置付けである。

八木山地区社協は、住民自身が地域住民のニーズをつかみ、地域の社会資源を活用している。八木山地区は、各務原市内 17 地区のうちもっとも高齢化率が高い⁸。常設型のサロンができたことの原因として、「高齢化率が高いことへ住民の危機感があるようだ」と職員は言っている。また各務原市東部は 1970 年代に名古屋のベッドタウンとして住宅団地が造成された。八木山地区もその中にあり、住民は団塊の世代が多いということが活動を推進するうえでの要因となっているのではないかと思われる。

地域福祉への関心の持ち方として、5 年後 10 年後の暮らしについて考え、住み慣れた地域での未来の暮らしをイメージすることが大切だとコミュニティソーシャルワーカーは語っていた。

●最後に

このようにして、ささえあいの家は地区社協の活動として各務原市社協に基づいていることがわかった。平成 25 年度から始まった「夢を実現プロジェクト事業」は、地域住民のニーズを地域住民自身が主体的につかんで活動を組み立てることができる事業であり、地域福祉の推進における意味は大きいと思われる。しかし、ささえあいを家の活動は継続されてこそ地域福祉の推進があるにもかかわらず、期間限定の助成金事業に拠っていると現状がある。継続させていくための安定した基盤づくりが課題としてあるのではないか。課題に向き合いながら果敢に挑戦する市民協同行方に注目したい。

(むくのき まさこ)

⁸ 高齢化率 32.8% (H26 年)

「さるなかとんな toto」におけるエム・トゥ・エムの取り組み

～「なんとかなるさとおもえる地域」を目指して

神田すみれ（NPO 法人エム・トゥ・エム理事）

愛知県瀬戸市は、中部経済圏の中心地である名古屋市の北東約 20km に位置しており、日本有数の陶磁器である瀬戸焼の生産地として知られている。かつては瀬戸物の街として栄えたが、陶磁器産業は下火となり、市の人口も 7 年連続で減少している。2017 年現在、瀬戸市の老年人口の割合は 28.6%⁹、高齢者の単身世帯も増加している。一方で、瀬戸市に暮らす外国人は総人口比 2.78%と愛知県の 54 ある自治体の中で 20 番目¹⁰、外国人児童生徒数は愛知県で 11 番目に多い自治体でもある。

瀬戸市には 1960 年代に建設された巨大な団地がある。原山台、萩山台、八幡台という 3 つの団地が集まってできており、かつて団地内には喫茶店や駄菓子店などが軒を連ねて子どもたちでにぎわっていたというが、90 年代以降は高齢化や人口減少が急激に進み、菱野団地の中核スーパーとして存在していた松坂屋ストアも、2014 年に閉店、団地の建物は老朽化が進んでいる。中でも萩山台連区は老年人口の割合が 41.3%と高く、この地域の自治会の役員によると、松坂屋ストア閉店後は買い物に困る高齢者が増えているという。一方で、団地内にある原山小学校や萩山小学校は、外国籍児童が全体の 30～40%を占めており

また、就学援助を受ける世帯が多いのもこの地域である。

NPO 法人エム・トゥ・エムは、2015 年まで約 10 年間、名鉄瀬戸線尾張瀬戸駅近くにある銀座通り商店街で活動を続けてきたが、土地の賃貸契約 10 年が満了する前の年に、菱野団地内にあるウイングビル商店街に移転をした。この際、土地を購入して活動を継続していくことを希望する理事と、土地と建物を手離し新たな拠点で活動を始める理事との間で意見が分かれた。話し合いを重ねた結果、前者は土地を購入、NPO 法人窯のひろばを新たに設立、商店街の活性化、まちづくり、食事の提供に重点を置いた活動をする事となった。後者は NPO 法人エム・トゥ・エムとして拠点を移し、活動を継続した。

この決断について、エム・トゥ・エム代表の服部さんは、会員に向けて次のように報告している。

「私たちが土地購入をしないと決めた理由。

本法人の役割は、

- ・地域の中で支え合う関係をつくること
- ・支え合う仕組みを作るために、団体や個人さらに行政等をつなぐこと

この様な役割を目指す私たちが、今から大きな借入をして土地購入をすると、目的に沿った活動ができないと判断したからです。今後は、つながった福祉関係の団体や協同組合等々と協議体を結成し、行政とも連携しながら

⁹ 平成 29 年 4 月瀬戸市経営戦略部経営戦略室

¹⁰ 愛知県多文化共生推進室調べ(平成 28 年 6 月末現在)

ら、だれもが安心して産み育て老いる街に向かってみんなで歩いていきます。」

拠点を移すにあたって、メンバー間で確認されたことは、団地という住民の生活圏により近い場へ活動拠点を移すことにより、人々の日常に寄り添い、地域住民の生活の場、居場所としての役割を果たしていくということであった。

新しい拠点の名前は「さるなかとんな toto」。「なんとかなるさ」と思える地域を目指すという思い、そして、繋がりをあらわす日本語の「と」、英語の to を併せて「toto」とした。「なんとかなるさ」を逆さにしたことで、遊び心、楽しんで活動したいというプレイフルな思いが表われている。

「さるなかとんな toto」は、以前の拠点があった駅前の商店街とは状況が異なり、車を持たない、運転しない人にとっては足を運ぶことが難しく、また、周囲には立ち寄り施設や場所も周囲には少ないため、近くにきたついでに拠点に来る人は少ない。キッチン事業のランチの提供は赤字が続き、1年が経過した時点でランチの提供を止め、2016年11月からモーニングを開始した。モーニングを始めるに当たり、理事会で数カ月を渡り話し合いの場もたれた。そして、地域の高齢者の働く場、そして客とのコミュニケーションを通じて高齢者の豊かな経験が地域の人たちに還元される機会、同時に高齢者自身の生きがい、社会の中での役割を創ることを目指す、というコンセプトでスタートした。

モーニングを担当することになった3人はいずれも70代の女性で、この地域に住んで

いる人たちである。内1人との出会いは、エム・トゥ・エムが10年前に企画、主催したイベントであり、これまで毎年1回定期開催している外国人の健康チェック¹¹である。この女性は、外国人の健康チェックに自治会のメンバーとして毎年参加をしており、エム・トゥ・エムのメンバーとは、年に1回顔を合わせる関係だった。エム・トゥ・エムの拠点が団地内に移転したことを機に、お互いに顔を合わせる機会が増え、顔なじみの関係になった。この女性に「モーニングを一緒にやらないか」と代表の服部さんが話をした際、最初の反応は「私なんかができるかしら」「私なんかでいいのかしら」というものだった。しかし、具体的に話を進めていくうちに「なんだかわくわくしてきたわ」「この歳になって新しいことを始めることになるなんて思っていなかった」と変化していった。そして、出勤初日は約束の30分も前から「さるなかとんな toto」の入口で待っていたという。それだけ彼女にとって楽しみにしていた初日であったと思われる。

モーニングを担当する他の2人は、拠点を移す前からエム・トゥ・エムとの繋がりがあった。この2人は車を運転することができたため、移転後も新拠点である「さるなかとんな toto」へ足を運んでいた。モーニングの仕事が終わった後、週に1回ヨガインストラクターの理事が開催するヨガ教室にも参加、また代表と一緒に、縫物を楽しんだりするようになり、旅行の計画を立てたりもしている。ヨガ教室に参加し始めた当初は、腕が上から

¹¹ 愛知万博が閉幕した2006年から地元の外国人住民と日本人住民との交流を目的として外国人健康チェックを毎年1回開催していた。当初、主催はエムトゥエムであったが、回を重ね、その後は自治会の主催となり、年に1回の恒例イベントとなった。

なかったり、足を曲げられなかったりしていたのが、徐々に体が動くようになり、体調もよくなってきたという。また、3人それぞれの友人が「さるなかとんな toto」を訪れ、3人が提供するモーニングを食べにくることもあり、それがやる気、喜びにもつながっているようである。

3人をデイサービス等に通う高齢者と比較すると、サービスを受ける側、提供されるプログラムを受動的に受ける側ではなく、仕事をして役割を担い、サービスを提供する側にいることがわかる。ヨガ教室への参加や縫物も、自分の興味関心のあることを主体的に選び、楽しんでいる。縫物は今後、商品として販売をすることも考えており、仕事を作り出すその主体的な担い手として変化していく可能性も含んでおり、それ自体もモチベーションにつながっていると考えられる。それだけではなく、モーニングの仕事やヨガ教室への参加が、結果として異なる世代の人たちとの交流の機会となっており、各世代相互に豊かなコミュニケーションをもたらしているといえる。

現在、「さるなかとんな toto」のモーニングは70代の女性3人が担当し、彼女たちを10代から60代のキッチン担当メンバーがサポートするという体制をとっている。

これまでエム・トゥ・エムの活動を支えてきた主なメンバーである理事の多くは、50代、60代である。家族の介護や死に向き合うこととなった人もおり、また、自身の老後について考え、語る機会が増え、高齢者福祉

へ関心が移行してきている。なぜエム・トゥ・エムに関わるのか、自分にとってどのような場であるかという問いに対する理事1人1人の答えから、これまで目指してきたエム・トゥ・エムの役割と、そこに関わる現在の個人としての思いがクロスしていることがうかがえる。

「自分も退職したらどうしようか、地域とのかかわりを持ちたいと思った。いい時を過ごしている。支える、支え合うこと」

「仲間になろう、つながろう」そのもので関わっている」

「自分は年をとっていくから、小さい単位で気楽に楽しく関わりたい」

「困った人の為にといい思い。一方で自分の家族のことや、自分のやりたいことの時間も過ごしたい」

「町のことを話せる協同の場」

一方で、理事2人を含む子育て世代のメンバーは、また別の思いでエム・トゥ・エムに関わっていることが以下の言葉から、うかがうことができる。

「子どもを連れて行っても居心地がよく過ごせるありがたい場。子どもがどんな大人と繋がっているかは大切。大事にしたいと思う。自分もそんな場の役に立てたらいいなと思い関わっている。私達親子の居場所にもなっている。」

「「困ったときはおたがいさま」という服部さんの言葉。子育てで大変な時に、服部さん

や弓谷さんに相談にのってもらった。その時にお世話になった2人に恩返しをしたい、何か役に立てないかという思いがある。エム・トゥ・エムに関わることで、服部さんや弓谷さんからいろんなことを吸収したいし、自分もそういうことができる人になりたいと思う」

「窯のひろばの時からお世話になっている。感謝の気持ち。服部さんや弓谷さんをはじめ、エム・トゥ・エムにかかわっている人たちがみんな温かくて、自分の子どもにもこういう人たちと繋がっててもらいたいと思う。もちろん自分も繋がってほしいと思う。」

「私達家族にとってこの地域での居場所。地域との関係性、繋がりが始まるスタート地点のような存在。子育てで一番大変だったときに服部さんや弓谷さんに助けてもらったから、何かお返しをしたい。役に立てたらと思う。」

子育てで大変だった親たちへの服部さんと弓谷さんの一歩踏み込んだ関わりが、彼女たち、そして子ども達との関係をつくり、その後、大変な時期を終えた彼女たちがそれぞれのペースで主体的にエム・トゥ・エムに関わるようになっていった。彼女たちは、エム・トゥ・エムの作る場が「自分とこどもの居場所」であると表現すると同時に、「服部さんと弓谷さんのようにありたい」、「してもらったことへのお返しをしたい」という思いから関わりをもち、それ自体がエム・トゥ・エムの活動となり、理念の共有へとつながっている。

次に、エム・トゥ・エムが運営する事業と、地域の中での場としての役割を紹介する。

べんりや：高齢者からの依頼が多くを占める。依頼者の多くは独居あるいは、高齢の夫婦2人暮らしである。その依頼内容は、草刈、家具の移動、お風呂場の掃除、買い物等である。買い物の依頼は、夕食用にお惣菜を買ってきてほしい、たばこを買ってきてほしい、という独居高齢者からの依頼も少なくない。

野菜市：毎週木曜日に開催する「野菜市」では理事が畑で育てて収穫した野菜を販売しており、地域の住民が買いにくる。毎週買いに来る住民もおり、顔の見える関係づくりのきっかけにもなっている。

メンズクラブ：毎月2回、第二と第四土曜日「メンズクラブ」と称して、地域の男性が集まり、昼食付きで将棋や麻雀、囲碁を1日楽しむ場となっている。認知症の高齢者が参加することもある。

うたごえ喫茶：毎月第一水曜日に、音楽が好きな地域住民が集まり、理事が弾くギターを伴奏に歌を歌う。それぞれ好きな楽器を持って演奏する人もいる。

絵と文字あそび：毎週木曜日、絵が好きな人が集まり、弓谷さんが絵を教える。絵を描きながら交流する場にもなっている。

エム・トゥ・エム代表の服部さんが発起人となり始まった任意団体「せと・おせっかいプロジェクト」は、毎週火曜日、さるなかとんなtotoで「なんでも困りごと相談会」を開催している。行政書士、司法書士、介護福祉士、社会福祉士、身体・知的・精神障がい、高齢者、外国人等の専門家が順番に相談を担当、地域住民が抱える困りごとへ寄り添い、

一緒に悩んだり解決をしたりする場となっている。

毎月第3土曜日には地元で活動する団体「せと・まんぷく子ども食堂」に「さるなかとんな toto」の場所を貸し出し、こども食堂が開催されている。毎回30人ほどの団地に暮らす子どもたちが100円をもって夕食を食べにくる場となっている。

エム・トゥ・エムは2016年度から瀬戸市から「ねむの森」公園の指定管理を受け、行政との関係もより強くなってきている。コープあいち、そして南医療生協病院瀬戸支部としての役割も担っており、2つの協同組合との関係性がある。また、ウイングビル商店街には、高齢者福祉団体のNPO法人まごころ¹²、障がい者就労支援団体NPO法人よつば¹³が

入っており、関係者同士の顔の見える関係、日常的な行き来がある。

エム・トゥ・エムのメンバー、そして多様な地域住民や団体、行政とのつながりの中で「さるなかとんな toto」は人々が行きかう場となりつつある。そこで出会い交わる人たちが「地域のなかで支えあう関係をつくり」協同の場が広がることで「なんとかなるさ」とおもえる地域が生まれる。市民が共に創り出す「だれが安心して産み育てる老いる街に向かってみんなで歩いていく」その緩やかなうねりに期待する。 (かんだ すみれ)

¹² NPO 法人まごころ: 高齢者の介護保険利用前の自立支援や在宅支援、住民参加型住宅介護グループ等を運営している。ウイングビル商店街では、認知症患者の介護に携わる人が集まるカフェを運営。認知症の人をケアする人の相談支援を行っている。

¹³ NPO 法人よつば: 障害者就労支援施設、生活介護事業所を運営。ウイングビル商店街では2つのテナントを借り受け、就労支援施設を運営。障がい者がパンやクッキーの製造、販売や内職作業などを通して働くことへの楽しみややりがいを持ち、その人らしく生きていけることを目指している。

名張市「青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会」の小規模多機能

自治の取組みについて

地域福祉を支える市民協同世話人 幸松 孝太郎

1. 都市内分権

「都市内分権」は、第30次地方制度調査会が大都市制度に関する提言を行った時にも使われた言葉であるが、この都市内分権ないし自治体分権の制度は21世紀になってから、日本の各自治体で相当に広範に浸透し、展開してきている。日本の都市部の自治体の約半分で何らかの形で都市内分権が導入されている。また、小規模多機能自治組織を推進・研究している推進ネットワークによれば、約500の自治体で都市内分権の仕組みを取り入れている。

都市内分権として、1) 合併によって大規模化した都市自治体の区域を、合併前の市町村の区域をめどとしていくつかに区分し、2) そこに役所の出先やコミュニティセンターなどの拠点施設を置き、3) そこに住民代表的な組織を置く仕組み、としている。

具体的には、一定地域にある自治会や婦人会、防犯組合など各種団体を「まちづくり協議会」のもとに一丸的に組織化した組織制度であり、2000年ころから始まっている。

法律上の制度という点から言うと、地方自治法にはじめて本格的な都市内分権制度として規定された「地域自治区」は、2004年改正によるものだ。

2. 小規模多機能自治

全国的に進んでいる「小規模多機能自治」とは、概ね小学校区などの範囲において、その地域に住む、個人、団体が、地域の実情および地域課題に応じて住民の福祉の増進に取り組んでいく方法である。

「小規模多機能自治」が広まった背景の一つには、「平成の大合併」がある。広域化によって一律で公平な行政サービスが難しくなり「もう頼れない」と危機感を強めた住民たちが自ら動きだした。

この小規模多機能自治の最も代表的な自治体が、2004年に6町村が合併して誕生した島根県雲南市である。雲南市は、合併で課題となった地域力低下を克服するため、市内30地区に「地域自主組織」をつくった。おおむね小学校単位で設置された公民館を「交流センター」に改組し、活動拠点とした。このうち鍋山地区は市の水道検針業務を受託して、委託料で地域住民を雇用して高齢者世帯の見守り活動も同時に行った。また、唯一の小売店が閉店した波多地区は交流センターの一角でスーパーマーケットを運営し、高齢者ら買い物客を無料送迎している。人口減少や高齢化にも対応した自治モデルとして全国的に注目を集めている。

2015年2月には雲南市、三重県伊賀市と名張市、兵庫県朝来市が発起人となって全

国142団体で作る「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」が発足した。現在は、254（うち自治体220、団体23、個人11）が加盟しており、自治体数は結成から約2年で80自治体増えた。

挙げられた課題として多かったのは、①人材育成・確保策、②課題解決型への転換、③組織化、④拠点施設の確保策、⑤既存組織との関係、といったものだ。また、これらの課題への対応策として各参加者から挙げられた事例もまとめられている。同会議の課題の1つが、小規模多機能自治の担い手にふさわしい新たな法人制度を創出することである。

認可地縁団体、NPO法人、一般社団法人などはどれも一長一短があり、スーパーコミュニティ法人と呼ぶ新たな制度も提唱している。今年1月には、121自治体の賛同により法人制度創設を求める提言書を取りまとめ、地方創生担当大臣と総務大臣に提出した。この小規模多機能自治の動きは、大きなうねりとなって全国を包もうとしている。

3. 名張市の都市内分権（地域内分権）の取組み

名張市の都市内分権（地域内分権）を『地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すこと』を実現するために、名張市ゆめづくり予算制度を創設した。

2003年4月、まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」こととし、市民参加の

もとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を始めた。

地区公民館等（昨年度から市民センターに変更）を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っている。この「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権を進めている。そして、2012年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業交付金」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っている。

4. 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会の取組み

①青蓮寺・百合が丘地域の概要

当地域は名張市の南西部に位置し、ブドウを中心とする観光農業が盛んな既存集落の青蓮寺地区と、昭和57年から入居が始まった計画的に整備された大規模住宅地の百合が丘住宅地、平成9年に入居が始まった南百合が丘住宅地から構成されており、世帯数は約2700戸、人口約7700人となっている。

地域の南部は室生赤目青山国定公園の香落溪や青蓮寺ダムなど広大な自然が残る森林地帯で、山裾の丘陵では水田やブドウ園などの農地が広がり観光ブドウ園や観光イチゴ狩り園など特徴ある農業が営まれている。百合が丘住宅地は、傾斜地であるが南向きの陽当たりの良い住宅地で、街路や公園が整備され教育・医療機関などが立地して人口が集中している。このような地域の

条件から住民は豊かな自然を大切にし、医療、教育、産業、福祉の向上を図りながら住む人々の温かい人情と心の触れ合いで相互に助け合い、生きる喜び、生きがいを感じるまちづくりの取組みを行っている。この目標を達成するため、10年後の地域ビジョンを描き、5つの基本方針を立てて具体的事業の実現を図っている。

②青蓮寺・百合が丘地域ビジョン

まちづくりの基本目標「豊かな自然と触れ合う安全で安心生きがいを感じるまちづくり」

③基本方針

- ・いきいき交流コミュニティづくり、
- ・心と心の触れ合う助け合い福祉の向上、
- ・心安らぐ住環境づくり、
- ・人々が集い育む教育・文化、
- ・便利の良い住まいの場づくり

④代表的な事業として、福祉健康活動

- ・移動支援：ゆりバス、
- ・生活支援：ユリポパイ、
- ・配色サービス：ゆりの花
- ・介護予防拠点：「ゆこゆこ」⇒「ふれあいサロン ゆこゆこ」(H27.9月より改称)
- ・その他の活動：毎日ラジオ体操、ノルディックウォーキング、サークル活動、高齢



者サロン、子育てサロン、カフェバルーン、認知症サポーター養成講座、健康講座など。

⑤介護予防拠点「ふれあいサロン ゆこゆこ」の取組み

名張市の平均寿命は80歳を超え、男性82歳、女性87歳で「まだまだ元気」な人も多い。しかし、寿命が延びても将来の「元気」を保障するものではありません。5年後・10年後のあなたが、「自分の足で歩いている」「身の回りの事は自分でできている」ための予防は可能である。そのために、一人でも多くの方に「やって良かった」を実現していただきたい施設として、地域づくり協議会で運営をしていきたいということで、有志による準備会を作り、先進地の大阪などを調査して、行政にも相談しながら準備を進めてきました。

市の「ゆめづくり協働事業交付金」や国の補助金を活用して、2015年4月4日開所。キャッチフレーズは、「健康寿命100歳生きがいづくり・居場所づくり」。このサロンができたねらいは、百合が丘地域の人々がみんな高齢者になっても、住み慣れた地域で近所の人々と言葉を交し、心の触れ合いを深め合い、助けたり助けられたりしながら、毎日健康で生きがいをもって生活していくことを願っています。近年、隣近所



との触れ合いが希薄になり、高齢者の孤立、孤独死が問題となってきました。このよう

なことを防ぐためにも、日頃から高齢者が困った時に安心して相談できる場所や気軽に集い合う場所が必要である。

目的としては、高齢になっても健康で生きがいを持って暮らすことをめざし、住民主体による介護予防事業を実施することを目的に設置した。

このような小規模多機能自治の活動を通して、高齢者の居場所づくりの地域課題に自主的に取り組むことで、地域の規模が小さくても、自分たち自身でできることを増やし続けることにより、その結果、地域の「交」密度が高まり、暮らしが守られ、地域の持続可能な状態となっていくことにも繋がっていくことになる。

(ゆきまつ こうたろう)

地域福祉における地域の主体について…二つの文献から

熊崎辰広（研究フォーラム事務局、岐阜市在住）

これまで、社会福祉に関する領域については、極めて受身的で、それほど強い関心があるわけではなかった、今回、図らずもいくつかの運動・組織に関わることで、いささかでも福祉領域について関心をもつべき状況（地域と協同の研究センターでの研究フォーラム「地域福祉を支える市民協同」と民医連系の共同組織〔生協での組合員組織〕の事務局と、県社会保障協議会の幹事会のメンバー等）となり、遅ればせながら、「地域福祉を支える市民協同」について、

まず「地域福祉」について、下記の文献を要約することで考えてみたい。これはあくまで、個人的な関心のあるものを選んだもので、いわば、「覚書」のようなもので、ここをひとつのこれからの学習の足場としたい。

A. 「地域福祉とはなにか」（真田是）

B. 「新自由主義改革下の協同組合の福祉事業の課題と住民自治」（鈴木勉）

A. 「地域福祉とはなにか」

*これは「真田是著作集第4巻（Ⅰ地域福祉と社会福祉協議会）所収の論文で2002年発表。2005年に死去されていて、晩年の文章。

(1) **地域福祉は社会福祉の一部ではあるが、空間的に限定したもので、したがって地域の個性を反映している。社会福祉のミニチュア。地域社会の個性の把握とつな**

げた縦深的な研究と実践でなければならず、さらに総合性の視点が必要。地域福祉計画はこれを踏まえなければならない。これが、地域福祉を考える大まかな前提となるだろう。

2) つぎに**地域福祉の対象**である。「点」としてとらえるか「面」か。「点」は地域社会の構造という「面」の産物としてみるわけで、「構造特性と無関係に点に対して地域福祉実践を展開しても、有効な結果が得られない。」さらに「地域社会への社会福祉面からの総合的な対応を編成するための対象設定・把握」と「安心して住みつづけることができるようにするのが社会福祉面からの総合的な対応」のために「面」が対象になる。

(3) さらにニーズ論に関して次の指摘は重要。社会福祉の核心を対象から供給の体制や方法に移そうとしている**供給体制論**や**ニーズ論**といわれるものが「**市場福祉**」や「**福祉消費者**」といった・・・今日の状況をみれば、それが人権・生存権保障を抹殺している・・・**人権としての生存**が保障されるのではなく、各人の経済力に応じて人権と生存の中身に差がついてくるのが「**市場福祉**」、「**福祉消費者**」。

さらに「**対象の『対象化』**」という問題、**政策の主体**が行っている対象の「**対象化**」をそのまま受け入れて対策を考えることで・・・人為的に対象が狭められるという

こと。しかし、理論的にも実践的にもこれを拡げることが求められる。とくに地域福祉には**開発的な先駆者の役割**が求められ、**行政的な所与**を乗り越える必要があり、先駆的な対象設定が地域福祉の重要な実践であり、対象論の核心。

もちろん、当時、どのような論議が、地域福祉をめぐってなされ、どのような状況分析の上での議論なのか、という分析作業ができないと、単純に現在と比較ができないだろう。

(4) 方法としての社会福祉

高度経済成長の行きづまりにより、地域福祉が支配層の関心事になり、政策上の位置づけを受けるようになった。最も形を整えたのは**在宅福祉**の提案（1979年、この年自民党は「**日本型福祉社会論**」を提唱[B]）。政策としての在宅福祉は、地域福祉の対象を「点」として設定したうえで、住民もふくめた地域の社会資源を動員・調整して対応するというもので、地域福祉を担う組織とされてきた**社会福祉協議会**（1962年発足）も、政策としての在宅福祉により在宅福祉事業を進める組織にされ、「**事業型社協**」と規定されるまでになった。この方向は地域福祉たる所以を地域にある社会資源の動員・調整においていることで、方法が中心。しかし、この方法としての地域福祉構想には問題点があった。

(5) 空想性[1]方法の空転

地域の社会資源の動員・調整は・・・社会資源の連絡・調整の常時の体制づくり（コミュニティ・オーガニゼーション）が求められ、これは地域社会の構造特性の規定を

受け、それにより限界付けられる。地域社会の構造把握と無関係な方法は空転。方法のみに肥大した地域福祉は物まねか空想に終わる。

(6) 空想性[2]一方通行

方法としての地域福祉は、実質上内向の方向のみになり、国・自治体の貧しい政策・制度に地域で耐えるようになっていく例が多く、住民の助け合いに変質せざるをえない。地域で自足的に完結しようという空想性と内向のみの一方向性とはメダルの表裏であり、住民に助け合いを押し付けるものになっている。

(7) 対象論のつまずきの延長

方法としての地域福祉の誕生は、対象を脇役化に。それは社会問題・生活問題の軽視につながる。対象の内容としての人権・生存権保障や責任の所在などは重要ではなく、地域社会の構造特性も浮かびあがらない。

「方法としての地域福祉論が核心に据えているニーズ論は、社会問題・生活問題ときり離されたもので、技術的な対応のために対象を勝手の操作、ニーズという碎片に分解したもの。対象が方法に従属、方法の都合のいいように対象が料理されたのが「ニーズ論」

(8) 地域福祉の主体

住民が中心になるということの原理・原則は、主権者である住民が中心になるということであり、主権者とは権利の主体であり、一方では地域福祉は住民の人権・生存権を保障し、他方では地域福祉のプランや執行に住民の意思が反映できなくてはいいけ

ない。そのためには住民自身が力をつけなくてはならない。言い換えると、住民が「**主権者主体**」だということ。

それでは住民の人権・生存権を保障し、プラン作りや執行の責任を負うのはだれか・・・この責任を行うのが公的機関であり、住民の責任ではない。これを「**責任主体**」と呼ぶ。

以上の論者は2002年のものだが、今日の状況をかかなり正確の予想していないだろうか。介護保険改悪や、「地域包括ケアシステム」を巡る権利状況を鋭く示唆し、問題の所在とそのあるべき方向についても考慮すべきものと考えられる。

B. 新自由主義改革下の協同組合の福祉事業の課題と住民自治

*鈴木勉著、「協同組合研究誌 にじ」2015夏号。鈴木氏は佛教大学社会福祉学部教授、福祉政策論、障害者福祉論専攻。福祉政策の立場から戦後の社会福祉の歴史と、介護保険等にみられる政策の特徴とそれにかかわる日生協の方針の問題点などが示される。

1. 戦後日本における福祉協同運動の展開と協同組合の福祉事業

(1)]戦後日本における福祉協同運動の展開

日本での福祉領域の運動は敗戦直後から要求運動として発展。これが実現しない場合、「当事者・家族が必要な施設や事業体を自主的・協同的に作り、これに公的な補助をもとめ、公的制度へも組み入れを求める運動が発展してきた。」それを「**福祉協同運動**」と呼ぶ。その例として：

①結核患者運動（日本患者同盟）が母体と

なった「コロニー運動」

②**無認可保育所づくり**。1960年代以降、親たちが地域に呼びかけ、自ら資金をだして保育園をつくり、保育士とともに運営を行う。都市部を中心に。公共性があることで、行政や議会に財政補助の要望を伝え、それらの活動が革新自治体を生み出し、草の根からの住民自治づくりの基礎に。

③**障害者の共同作業所づくり運動**。

1970年代。無認可共同作業所を設置、短期間に全国各地に波及。

④**認知症高齢者のグループホームづくり**。

1980年代以降。「富山方式」といわれる乳幼児・障害者・高齢者などが通える小規模で多様な福祉機能をもつ拠点づくり。この時期生協の「助け合いの会」などの福祉活動も登場。

(2) 福祉共同運動の特徴

①当事者・家族の必要に答える**オーダーメイド型福祉事業運動**。福祉行政は「制度に人を合わせようとするレディメイド」。(A)の(3)参照

②当事者主体と協同を具体化する事業体運営を行ってきた点の意義が。

③事業体のうちに逼塞せず公共空間に開かれた事業運動体として、住民の生活課題の解決を通して、草の根からの地方自治づくりに貢献。

福祉協同運動は当事者・住民の生活課題を明らかにし、オーダーメイド型の福祉を自治体・国に求め、福祉予算の増額と福祉制度の枠組みの転換を迫っている。

2. 新自由主義改革としての介護保険制度の成立

(1)「社会保障構造改革具体化の第一歩」
としての介護保険制度

現在の社会保障改革の出発点は、橋本内閣の「六大改革」(1997年)に見出し「社会保障構造改革具体化の第一歩」(社会保障関係審議会会長会議「社会保障構造改革の方向(中間まとめ)1996年」)に位置づけられた介護保険制度をどう把握すべきかを検討。介護保険制度に関する協同組合陣営の一部にみられる「積極容認」といえる認識上の問題点も取り上げる。

(2)「経済構造改革」に組み込まれた「社会保障構造改革」

橋本内閣の「六大改革」・・・「社会保障構造改革」では「高コスト維持装置」とされた医療費・年金・措置制度について、規制緩和により、営利企業を参入させ競争関係を導入すれば、社会保障領域が「新事業・新産業」としての成長が大きく見込めるといふ認識的枠組みがあった。そのトップランナーとしての介護保険制度その基本設計上の問題点。

①介護需要が国庫にとっての「高コスト」に連動する措置・措置費制度を廃止、財源の半分は新たな国民負担となる介護保険料に切り替えた。その徴収により、公費負担の「永続的スリム化」を実現。

②措置制度を解体して契約制度に切り替え
たうえで「公的」介護の供給主体として
営利資本の参入に道を開いた点。

③介護保険制度によって提供される在宅介護水準の低さ、一人暮らしの要介護水準の低さ。一人暮らしの要介護高齢者が日常生活を維持できるものでなく、せいぜい家族介護者支援の域にとどめられる。

④介護給付を受けるときに課せられる負担金が、「応能負担」から、受けたサービスを私的利益とみなす「応益負担」(定率1割)に切り替えられた。これの高負担に耐えかねてサービス利用を自己抑制する高齢者は、福祉の発足当初の半数程度もあった。

以上のような制度設計上の問題をもった介護保険制度は新自由主義改革の一環としての性格をもつ。

新自由主義として、国家の機能を使って市場優位体制を確立させようとしている。労働者保護法の改悪、福祉の営利化は法律の制定で実現。要介護認定、介護保険料、報酬単価・利用負担の設定は国と国会に委ねられる。

措置制度時代と比べ、財政と運用について国家統制が格段と強化「**国家管理の福祉の市場化**」。復古的な「**道徳の重視**」により、家族・地域の再建を目指す側面、これを社会統合の破たんを回避する上で一定の役割。

1979年自民党は「日本型福祉社会論」を提唱したが、高齢化の進行と家族規模の縮小、扶養家族の低下という現実は、それを許容できず、**介護のいっそうの「社会化」**に進めざるを得なかった。国庫負担の規模拡大を伴わず、かつ介護領域を営利資本の市場として提供する要請にこたえ採用したのが、介護保険制度であった。国家と資本の許容する限りでの介護の「**社会化**」(＝市場化)が介護保険制度。

(3)協同組合の介護保険「認識」

ア. 措置・措置費制度の廃止と契約制度の導入をめぐる

日生協「社会福祉の基礎構造に関する意見」（1998年3月）では、厚生省が提案する「措置から契約に」に同意。問題は措置制度の評価。措置制度に対する論難は、措置制度が「行政処分」で選択権がない、利用者と提供者が対等でないこと。今からでは、あまりに粗雑な議論で、措置制度そのものは、憲法の生存権条項を公的責任において具体化するシステムで、措置制度自体に問題があるのでなく、国による措置制度の解釈と運用にあった。

①国が保障する福祉サービスの水準（措置費）について、「最低基準」が事実上最高基準として運用され、国がその改善一貫して放置されてきた。

②国は国民の**福祉サービス請求権**を否認し、法の**反射的利益**に留まるとする解釈を押し付けてきた。そのうえで、行政裁量の範囲が不当に広がる。

③福祉サービスの供給主体（措置委託先）を社会福祉法人等に限定して認可を統制。協同組合、NPO法人などの非営利セクターの参入を認めず、サービス供給量を抑制してきた。問題の所在は、「需給ギャップ」を国がつくりだしてきたこと。

上記の諸点を検討することなく、戦後の福祉体制（措置制度）が現状とミスマッチしているという議論は短絡的。国民の福祉サービス権を認め、福祉事業者に協同組合等非営利セクターを加えれば、措置制度の下でも介護保障は可能であった。

④措置制度に代えて契約制度を導入したことによる公的責任回避の問題。介護保険制度が導いた現実には介護事業者とサービス利用者との直接契約で、福祉商品の売り手と買い手の関係に。トラブル発生でも公的機

関は関与しない仕組みに。

イ、民間事業者（営利企業）の競争中でサービス向上は可能か

日生協「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）に関する意見」（1998年7月）では、福祉事業に「できるだけ民間事業者・非営利事業者の参入の道を拓き、対等な競争関係の中でサービスレベルの向上が図られ、活性化がすすむ仕組みが検討されるべき。・・・行政の役割は福祉サービスの実施者ではなく、民間事業者や非営利事業者のサービス事業の支援者に徹することが必要」。この意見には2つの論点。①営利目的企業の福祉参入を積極的容認、競争によりサービスがあがる、とした点。②行政の役割を事業者支援に限定していること。

①の点、日生協は、なぜわざわざ利潤追求の営利企業の参入をみとめたのか。**福祉の非営利原則**をふみはずした見解。業者の競争による「サービスレベルの向上」は、きわめて安易な「競争信仰」に寄った認識。問題の一つは営利企業のビヘイビアに関する楽観、利用者が事業者を選ぶのではなく「事業者がり利用者を選ぶ」。さらに利用者の生活水準の問題、福祉サービスの消費を可能とする所得保障と情報周知が行われているかが、問われる。

さらに②の問題、行政の役割を事業者支援に限定することは、行政のサービス実施責任を免責、**憲法25条2項の福祉の公的責任原理**の中で、財政責任ばかりか供給責任まで提案することは、理解不能。

3. 安倍政権の社会保障政策の基調と「地域包括ケア」

（1）安倍政権の「自助・共助・公助」論

2014年成立した「医療・介護総合確保法」では、「川上」改革（病床の再編=医療費の抑制）によって地域・在宅に押し出される要医療・中重度高齢者の受け皿を担うのが「川下」の「地域包括ケア」とされている。この法の理念は、本人・家族の「自助」が最優先で、不足する場合は住民の「互助」で補い、それでは対応できなければ「共助=社会保険」を利用、それでも立ち行かない場合は貧困者抑圧的な「公助=公的扶助=社会福祉」が発動するもの。地域包括ケアは、「自助=自己責任」と「互助=地域の連帯責任」が優先される。

安倍政権の成長戦略のなかで、医療・介護保険給付を徹底的に削減し、規制緩和により企業のビジネスチャンスの拡大をはかろうとする構図が見えてくる。「サービス付高齢者住宅」が目玉、

(2)「2025年問題」と地方自治・住民自治

「2025年問題」への切り札として「地域包括ケア」が位置づけられている。しかし「自助と互助」頼みで社会保障における公的責任を解除し、福祉を市場化して営利企業にその供給を任せの方針では問題解決は図れない。

欧州諸国の福祉国家は貧困との戦いの過程で成立、第2次大戦以降顕著になった人口高齢化への対応によって発展。スウェーデン・・かつて少産少死社会だったが、就労保障による育児や介護等の福祉サービスを公的に実施「胎内から墓石へ」の福祉国家を建設。「所得保障+社会サービス保障国家」を指向。地方分権をささえる財政権限含めた自治体権限の強化、コミュニティ

における当事者グループの活発な活動と住民参加システムが定着している。

イギリス・ロブソンによれば、福祉給付費の増加による財政硬直化を「福祉国家の危機」とよぶことには反対。「危機」は福祉行政が中央集権的に行われたことにより、国家が福祉を提供し国民がそれを受益するだけの存在になり、もともと国民が国家の主権者であって福祉を要求し、自らそれを確立するのだという意識や行動の欠如をうみだしたことに起因。ロブソンは、「危機」は福祉行政が中央集権的に行われたことで、もともと国民が国家の主権者であって福祉を要求し、自らそれを確立するのだという意識や行動の欠如を生み出したことに起因。「福祉社会」にするための条件として、①「地域社会から自らの政策を決定する権利を除去することは、福祉の喪失を導くのであるから、地方自治に福祉の権限を委譲すること。②それぞれのコミュニティで住民が自主的に判断し、行動するシステムをつくりあげること。

(4)「2025年問題」と協同組合運動の課題

協同組合は地域包括ケアの担い手として期待され、その一翼を担いながら、活動を通じて他の住民組織とともに、「住民が自主的に判断し、行動するシステム」をつくり、国に対して「自治体に財源と権限」を要求する必要がある。

「2025年」問題として、さらに組合員の所得低下と高齢化を踏まえた運営が求められる。

以上が[B]論文の要約である。ここからなにを学ぶべきなのか。すくなくとも福祉

行政の背景にある、新自由主義的な内容については、きちんと読み取るべきものとなっている。さらに介護保険制度にたいする、日生協の姿勢も問われている。

現行の「介護保険制度」の改悪（高負担、低給付）の方向は、この鈴木論文の内容に示されている。

また、真田論文のなかの「主権者主体」と「責任主体」の意味は、地域福祉を考える場合には、その背景として押さえるべき重要なテーマであるように思える。それは、たとえば小木曾論文のなかにある「行政の補完的役割」という問題、これに関連して、「ささえあいの家」を訪問した時に、ふと清水さんが漏らしたことは「なんだか行政がやるべきことを代わりにやっている」といった主旨の発言の意味にも、かかわってくるのではないかと引き続き深めていきたいテーマとしたい。

ここでは、地域と協同の研究センターの政策提言（2030年へのメッセージ）のなかで指摘されているように「地域医療・介護、公的ケアの資源と、住民や組合員の参加、当事者発の相談力、ネットワークと専門性を地域にねざした非営利・協同組織の特質を生かす」ために、ネットワークに根ざした住民自治の方向が求められているように思われる。もちろん主権者主体の住民自治であり、責任主体であるべき行政や国のあり方を絶えず問い続けることが求められるように思える。（くまざき たつひろ）

せと・おせっかいプロジェクト

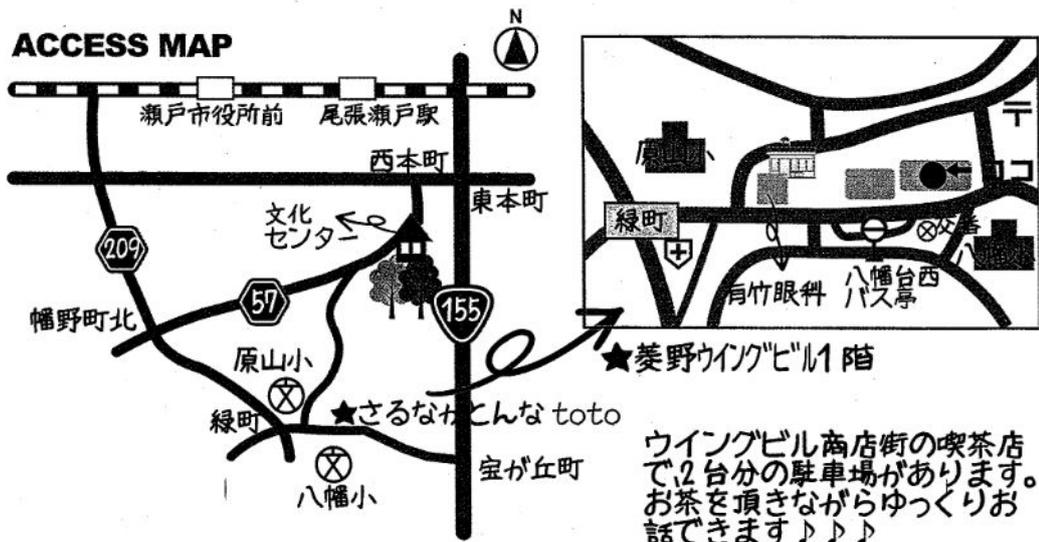
みんなが仲良く楽しく生き生きと “おせっかい”
 みんなの心の寄り処 **せと・おせっかいプロジェクト**
 あなたの出番を待ってます
 大人も子どももつながってお互いさまのまちづくり

生活相談、相続の相談、高齢者の困りごと、障がい者の困りごと、
 家族の困りごと相談、成年後見の相談、結婚、子育て、外国人の生活相談など、
 こまりごとなんでも無料相談を行っています。
 必要に応じて、専門家、支援者の紹介、制度につなげたり、地域情報の提供を
 しています。

無料相談会

毎週火曜日

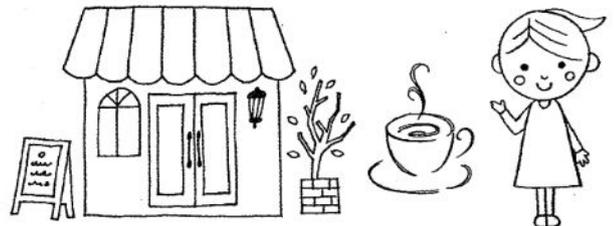
11:30 ~ 13:30



場所：NPO 法人 イトゥム さるなかとんな toto
 瀬戸市菱野台 4-4-3 菱野ウイングビル1階

tel・fax 0561-85-6282

<https://www.facebook.com/seto.osekkai/>





社会福祉法人

各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町2丁目 163 番地

各務原市総合福祉会館2階

TEL : 058-383-7610 FAX : 058-382-3233

(8:30~17:15 除く土日祝)

「ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」

つたえること
つたわること

つづけて
いくこと

つなげること
つながること

つくること

ささえあいの家スケジュール

2017
4月

☎・ファックス **377-3400**

開館 平日 午前10時～午後3時
ささえあい活動の依頼もどうぞ

☆どの催しも自由に参加できます。予約は377-3400へお電話をください

日	水	木	金
3	小中生も 小中生も	5 小中生も 新役員の方 全く新規 で覚えてみたい方もどうぞ	7 500円 7ツトアマツァー 13:00～
4	囲碁・将棋 10:10～小中生も 小中生も	6 ハソコ相談 10:10～	14 小谷さん の囲碁教室 10:10～
10	11 囲碁・将棋 10:10～ 何でも相談 ください アルミ缶回収	12 ゴハン体操 相談会(社協) 13:00～予約 顔・手マツァー 13:00～予約 ¥1000・500	13 お昼を 一緒に!
17	18 囲碁・将棋 10:10～ 相談会(包括) 13:00～予約	19 包丁・鎌研ぎ 10:10～ 介護の相談 どうぞ	21 NEW! 河合 さんの認知 症予防
24	25 囲碁・将棋 10:10～	26 アマ:5月節句 100円	28 小谷さん の囲碁教室 10:10～ 好評につ き月2回に
24	ゲーム ハンガ作り 10:10～ 認知症 茶話会 13:00～	27 絵手紙 10:10～ 整膚 13:00～ 皮膚をつまんで、 健康な体づくり	

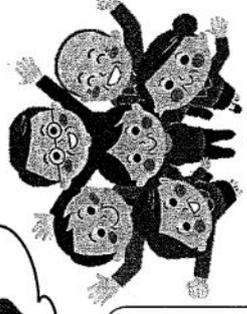
心浮き立つ春。ささえあいの家で お昼を一緒にしましょ。



13日(木)
11:30ごろから

「家族はいるけど昼間はひとりぼっち。誰かと笑いながら過ごしたい。」
「いつも一人でご飯食べているよ。一人暮らしだから・・・。」
自慢の手料理のお昼でも、宅配のお弁当でも、おにぎり1個でもささえあいの家に持ってきて一緒にお昼を過ごしませんか。
お茶やコーヒーはご用意できます。持ち込みのおすそ分けも大歓迎。
ランチ仲間、話せる知り合いができたなら楽しいですね。

一緒に活動
しませんか♡



ささえあい活動
「私ができることで、お役にたきたい」
登録メンバーさん

営繕の会
ちよつとした家周りの
修繕・造作ならお任せ
の頼もしい集団

「ささえあいの家」の
当番さん

新しい季節です。これからの人生にチョボラ(ちよいとボランティア)始めませんか。ささえあいの家へ、ご連絡お待ちしております。

譲ります

電動マツァーシ機 必要経費377-3400へ



社協会費が
使われています

2/26 社協理事会 決まったこと

来年度予算に関して決定事項

地区社協は、地域の皆さんからの会費のうち40%を市から交付されます。ささえあいの家の助成金が減額される今年度は、交付金が重要な財源となります。この使途に軽重を付け、ささえあいの家の維持に主に使用いたします。

現在検討中の問題

海野会長の「実働部隊を理事」という意向から、理事・評議員の構成をどうするか検討しています。

地域から届いた地区社協への声

「ささえあいの家って何をやっている所なんだろうね。」

地域の人々つながって、ささえあう関係を作るところです。

「おとしよりが交流する場所だよね。」

お年寄りとは限定していませんが、60代70代が多くなっています。若い人に参加してもらえない工夫をしています。

「ちょっとだけなら手伝えるけど、仕事で忙しくて来られませんと言うとボランティアを頑張っている人に対して角が立つ気がする。やっぱり時間がないとできないことだから、全部に責任持てないなら初めから手伝わない方が無難。」

ちょっと手伝える人が集まれば、大きな活動ができます。ちよつとボラの人大歓迎。

「お年寄りを支えることばかりで子育てのサポートはやってなさそうだよね。役員会とか買い物とか1~2時間預かってもらえたらすごく助かるけど。助けてもらえるなら助けてあげたいと思うけど。」
とても大事な提案を頂きました。みなさんと力を合わせて実現に向けていきたいです。

3/5 ささえあいの家・ささえあい活動に 関して座談会を開催

出された意見の一部を紹介します

「近所には、数件高齢者が家にこもっている様子。この方たちを誘い出したい。しかし私には誘い出す力量が無いと思って悶々としています。」**F**

「ささえあいの家での囲碁教室に参加して、苦労しながら覚え、ゲームができるようになりました。教室に来たAさんは、転勤が多くてつじが丘のことを知らないと言います。そこで彼を誘って、囲碁を、麻雀をやるとうと一緒に会場まで行きます。人を家から出そうと思うと、そこまで必要です。」

関原

「私はささえあいの家に来て、たわいもないことをいろいろ話します。するとみんながよく聞いてくれます。聞いてもらえるだけで頭がすっきりとします。」**田邊**

「私は90歳ですが、包丁研ぎをしに来ています。ここでは黙っていてもコ一ヒーが出てきます。スタッフが親切です。来てみるとささえあいの家という所かわかります。」**新田**

「私は営繕の会で、地域のお困り事のある家に行つて、仲間ととても楽しく作業しています。私の母は、認知症になったので、最近私は成年後見人となりました。また孫ができます。この社協の活動は三世代を対象としているので、まさに自分のことと重なります。ここでの活動が自分のことを考える時に役立ちます。」

団地内に空地があります。これを活用して野菜づくりをして、子どもにも農の楽しみや喜びを体験させてはどうかと思います。実行したいです。」**小野木**

「今日話を聞いて、みなさんいろんな活動をしていると知りました。」**K**



ささえあい活動通信

八木山地区社会福祉協議会 ささえあい活動センター長 西尾 詔洋

3月のささえあい活動報告です。 困りごとができれば

平日 10時～15時にささえあいの家 ☎377-3400へ電話してください。

★「無料では利用できない」と言う方へ。寄付は受けております。

延 べ		
水道修理	1件	4人
包丁研ぎ	5件	1人
買物付き添い	3件	3人
病院付き添い	4件	4人
映画付き添い	1件	1人
雨樋修理	1件	1人
剪定	1件	3人
不燃物処理	1件	1人
友愛訪問	20件	20人
ゴミ出し	4件	32人
将棋の相手	2件	2人
施設見学付添	1件	1人
役所へ手続き	1件	1人
手続き相談	1件	1人
バス案内	1件	1人

包丁を研ぐ人「私は90歳です。」
研いでもらう人「私は89歳です。」
こんな会話が聞こえました。お達者な
方々。こんな風に生きていけたら幸せです

「剪定をしていただいた。剪定くすまで処
分していただけた。」と言って、募金のた
めにささえあいの家に来てくださった方
がいます。目が不自由なので、ボランテ
ィアが付き添ってきました。

「介護をしている川島さんが、平和堂か
らの坂道を大きな荷物をもって歩いて
おられたので、荷物をもってお宅まで同
行した。介護が大変だと道中語られた。」
と活動仲間が言いました。

そこで、活動の運営委員と将棋ボラン
ティア2人、ケアマネージャー・包括支援
センターが集まってどんなお手伝いが
できるか話し合いをしました。

「生協の宅配を利用する方法もある。注
文の仕方は、私が教えます。」と活動仲
間が申し出ました。川島さんは言いま
した。「私は商品を見て選びたい。スーパ
ーへの道すがら、会った人との会話も楽
しみたい。」ともっともな願い。

将棋ボランティアが、できるだけ活動す
ると言う結論になりました。

八木山地区内の移動

「バス停まで移動が難しいので乗せ
て行ってほしい。」

「自分では行けないがささえあいの
家の催しに参加したい。」

「自治会総会に参加したい。」

「地域の催しに参加したい。」

等の要望は、

ささえあいの家 ☎377-3400
に、前日の10時～15時までに、連
絡をしてください。



車 ささえあい号は大いに活躍中

- ・毎月のアルミ缶回収
- ・ささえあい活動での電球などの買い物
- ・道具運び
- ・剪定くす運び
- ・不燃物処理
- ・自治会やまち協の催し

編集後記

ようやくこの報告集をだすことができました。前任の担当事務の椋木さんから代わって約2年が経ちました、ですから、それ以前の「窯のひろば」での先駆的な活動に注目してはじまった調査活動を含めると、3年以上の期間にわたっています。

従って、座長解題の向井論文、また基調報告として小木曾論文には、この間の長い論議を踏まえての論考であり、ひとつの到達点として読むことができるように思えます。

今回、私たちが典型的な実践例として取り上げた清水さんの報告と、NPO法人「エムトゥエム」の神田さんから報告を掲載できたことは、大きな意味があるように感じます。また各論文は、地域の中での貴重な実践報告でもあり、読み取るべき課題が多くあります。

さて、国会で審議されていた「共謀罪」が委員会採決されました(5月19日)。自由な市民活動が萎縮されかねない政治状況がうまれつつあります。また「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等改定案」が、十分な審議もないまま衆議院を通過しました。この改悪は、鈴木勉氏の指摘しているように、「安倍政権の成長戦略のなかで、医療・介護保険給付を徹底的に削減し、規制緩和により企業のビジネスチャンス(「サービス付高齢者住宅」が目玉)の拡大をはかろうとする構図が見えてくる。」もので、新たな負担増・給付削減を国民・高齢者に強いるものとなっています。これらの政治状況は地域福祉の現場にもおおきな影響がでてくるのは必至です。

今回の報告集は「地域福祉を支える市民協同」の一つの到達点を示しているようにも思います。困難な地域福祉の現状を見据えつつ、さらに次の峯をめざして活動を進めたいと思います。

熊崎辰広(くまざき たつひろ)

研究フォーラム「地域福祉を支える市民協同」事務局

(巻末資料に、「ささえあいの家」活動内容と、NPO法人エムトゥエムの「せと・おせっかいプロジェクト」のパンフ、さらに各務原市社会福祉協議会の紹介を付けました。)

◆執筆者紹介◆

西川幸城(研究センター代表理事)

向井忍(研究フォーラム「地域福祉」座長、研究センター専務理事)

小木曾洋司(中京大学教授、研究センター理事)

仲田伸輝(研究フォーラム「地域福祉」世話人)

清水孝子(研究フォーラム「地域福祉」世話人・八木山地区社会福祉協議会事務局)

幸松孝太郎(研究フォーラム「地域福祉」世話人)

椋木真佐子(研究フォーラム「地域福祉」世話人)

神田すみれ(研究フォーラム「地域福祉」世話人、NPO法人エム・トゥ・エム理事)

任意団体せと・おせっかいプロジェクト代表)

熊崎辰広(研究フォーラム「地域福祉」事務局)

*研究フォーラム「地域福祉」は「地域福祉を支える市民協同」の略です

2017年 7月25日発行

発行 特定非営利法人 地域と協同の研究センター

代表理事 西川幸城

〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通1-39 コープあいち生活文化会館 3階

TEL052-781-8280 FAX052-781-8315

E-mail:AEL03416@nifty.com HP <http://www.tiiki-kyodo.net/>